

船橋市国民保護計画（案）

平成19年1月

（平成30年 月 日 変更）

船 橋 市

目 次

第1編 総 則	1
はじめに（国民保護に関する市の基本的な考え方）	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成	2
1 市の責務、位置づけ	2
2 計画の構成	2
3 計画の特色	3
4 船橋市地域防災計画等との関連	3
5 計画の変更	3
第2章 国民保護措置等の基本的な方針	5
1 基本的人権の尊重	5
2 国民の権利利益の迅速な救済	5
3 国民に対する情報提供	5
4 関係機関相互の連携協力の確保	5
5 国民の協力	6
6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	6
7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	6
8 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保	6
第3章 武力攻撃事態及び緊急処理事態の想定	8
1 武力攻撃事態の類型	8
2 緊急処理事態の事態例	9
第4章 市の地理的、社会的条件	10
1 地理的条件	10
2 社会的条件	11
3 本市における留意事項	13
第5章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	15
1 関係機関の事務又は業務の大綱	15
第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処	18
第1章 平素からの備え	18
第1 組織及び体制の整備	18
1 市における組織・体制の整備	18
2 関係機関との連携体制の整備	23
3 通信の確保	26
4 情報収集・提供等の体制整備	26
5 研修及び訓練	31
第2 避難、救援及び武力災害への対処に関する平素からの備え	33
1 避難に関する基礎的事項	33
2 避難実施要領のパターン作成	34

3	救援に関する基礎的事項	3 4
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握	3 5
5	避難施設の指定への協力及び大規模集客施設への要請	3 5
6	生活関連等施設の把握等	3 6
第 3	物資及び資材の備蓄、整備	3 8
1	市における備蓄	3 8
2	市が管理する施設及び設備の整備点検	3 8
第 4	医療救護体制の整備	4 0
1	初期医療体制の整備	4 0
2	傷病者搬送体制の整備	4 0
第 5	要配慮者等の支援体制の整備	4 2
1	要配慮者に関する配慮	4 2
2	社会福祉施設等における備え	4 2
3	児童・生徒等の避難時の配慮	4 2
4	外国人に対しての配慮	4 2
第 6	国民保護に関する理解の促進	4 3
1	国民保護措置に関する理解の促進	4 3
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動に関する啓発	4 3
第 2 章	武力攻撃事態及び予測事態への対処	4 4
第 1	事態認定前の対処	4 4
1	国民保護等情報連絡室の設置及び初動措置	4 4
2	国民保護等警戒本部の設置及び初動措置	4 6
第 2	事態認定後の対処	5 1
1	市国民保護対策本部の設置	5 1
2	通信の確保	6 5
第 3	関係機関相互の連携	6 6
1	国・県の対策本部との連携	6 6
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請	6 6
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	6 7
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	6 7
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	6 8
6	市の行う応援等	6 8
7	自主防災組織等に対する支援等	6 8
8	住民への協力要請	6 9
第 4	警報及び避難の伝達等	7 0
1	警報の伝達等	7 0
2	避難住民の誘導等	7 2
第 5	救援	8 3
1	救援の実施	8 3
2	関係機関との連携	8 3
3	救援の内容	8 4
第 6	安否情報の収集・提供	8 5

1	安否情報の収集	85
2	県に対する報告	86
3	安否情報の照会に対する回答	86
4	日本赤十字社に対する協力	87
第7	武力攻撃災害への対処	88
1	武力攻撃災害への対処	88
2	応急措置等	89
3	生活関連等施設における災害への対処等	94
4	NBC攻撃による災害への対処等	95
第8	被災情報の収集及び報告	99
第9	保健衛生の確保その他の措置	100
1	保健衛生の確保	100
2	廃棄物の処理	101
第10	国民生活の安定に関する措置	102
1	生活関連物資等の価格安定	102
2	避難住民等の生活安定等	102
3	生活基盤等の確保	102
第11	特殊標章等の交付及び管理	103
第3編	緊急処理事態への備えと対処	105
第1章	総論	105
第1	基本的考え方	105
第2	事態想定ごとの被害概要	106
1	攻撃対象施設等による分類	106
2	攻撃手段による分類	107
第3	平素からの備え	109
1	関係機関による協力	109
2	市が管理する公共施設における警戒	109
3	対処マニュアル等の共有化	109
第2章	緊急処理事態への対処	110
第1	事態認定前の対処	110
1	事態認定前における体制及び初動措置	110
2	市緊急処理事態対策本部体制への移行	111
第2	事態認定後の対処	112
1	市緊急処理事態対策本部の設置	112
2	その他市緊急処理事態対策本部関連事項	112
第3	関係機関相互の連携と主な役割	113
1	初動時における連携の基本モデルと主な役割	113
2	使用物質別の主な関係機関の役割	113
第4	緊急処理事態への対処上の留意点	117
1	警報の通知及び伝達	117
2	特殊標章等の取扱い	117

3 国民経済上の措置の取扱い	117
第4編 復旧等	118
第1章 応急の復旧	118
1 基本的考え方	118
2 公共的施設の応急の復旧	118
第2章 武力攻撃災害等の復旧	119
1 国における所要の法制の整備等	119
2 市が管理する施設及び設備の復旧	119
第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等	120
1 国民保護措置等に要した費用の支弁、 国への負担金の請求	120
2 損失補償及び損害補償	120
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	120
4 応援を受けた場合の費用の支弁	120

第 1 編 総 則

はじめに（国民保護に関する市の基本的な考え方）

大国間による全面戦争の可能性は小さくなったものの、民族や宗教間の対立、貧富の格差の拡大などが原因と思われる地域紛争やテロが世界各地で発生するに至っています。平成13年9月11日には米国での同時多発テロにより、一瞬にして多くの人々の命が奪われ、その後も世界各地でテロが引き起こされ、犠牲者が増え続けています。我が国においても、本格的な侵略行為を受ける蓋然性は低下しているものの、国際的テロ集団から標的として名指しされたことを始め、武装不審船の出没や、大量破壊兵器の拡散などの脅威に依然として脅かされているのが現状です。

このことから、国では、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」※が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」など有事関連法が成立し、武力攻撃や大規模テロ等に対処するための国全体としての枠組みが整備されました。

世界の恒久平和の実現は、船橋市民共通の願いであり、平和を維持するためには、国による国際協調のもとでの外交努力の継続が何よりも重要ではありますが、これら最大限の努力を行ってもなお、我が国の平和と安全を脅かす不条理な事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくことは、大変重要なことであると考えます。

市は、武力攻撃事態や大規模テロが発生し、またはそのおそれがある場合に備え、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、国民保護計画を策定し、市としての責務を適切に果たしてまいります。

※平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成

市は、住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限度にとどめるという市としての責務にかんがみ、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態及び緊急対処事態において国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務、位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）並びに緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び千葉県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、船橋市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）並びに緊急対処事態における国民の保護のための措置に相当する措置（以下「緊急対処保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市域において関係機関が実施する国民保護措置並びに緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）を総合的に推進する責務を有する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市国民保護計画は、国民保護法第35条の規定により、県国民保護計画に基づくものとする。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市域に係る国民保護措置等の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置等に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 計画の構成

この計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総則

第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

第3編 緊急対処事態への備えと対処

第4編 復旧等

3 計画の特色

(1) 船橋市の実情・特性にあった計画

この計画は、本市が首都東京に近接し、鉄道や国道・県道など交通網が整備され、大規模な集客施設や人口密集地域を有していることなどの地域特性を踏まえている。

(2) 初動体制の記述

国による事態認定前であっても緊急事態が発生した場合の初動対応を千葉県の中動体制と連動させ切れ目ないものとしている。

(3) 避難救援、大規模テロなどの記述

高齢者、障害者等の要配慮者をはじめとした住民の避難・救援についての措置及び平素からの備えを記載している。

また、大規模テロについては、県国民保護計画に記載の攻撃に使用される物質ごとの対応モデルを想定している。

4 船橋市地域防災計画等との関連

(1) 船橋市地域防災計画との関連

この計画は、国民保護措置の実施体制、住民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものであり、一部は風水害や地震などの自然災害並びに大規模な事故などに対処するための「船橋市地域防災計画」の内容を参考とした。また、本計画に定めていない事項については、「船橋市地域防災計画」を活用するものとする。

なお、国による事態認定が行われる前の初動段階で原因不明の緊急事態に対しては、その態様に応じ、大規模事故であると判断し、「船橋市地域防災計画」に基づき対処の上、原因が究明された段階で本計画に切り替えるものとする。

(2) 千葉県石油コンビナート等防災計画との関連

本市は石油コンビナート等特別防災区域の隣接地区のため、石油コンビナート等に係る、武力攻撃災害や緊急対処事態における災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)の規定が適用されることから、国民保護計画に基づく対処と併せて千葉県石油コンビナート等防災計画に基づく対処を行うものとする。

5 計画の変更

(1) 計画の見直しと変更

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシ

システムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行い、必要に応じて計画を変更する。

なお、この計画の見直しに当たっては、船橋市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

（２）計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第３９条第３項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置等の基本的な方針

市は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置等に関する基本的な方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置等の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、応急公用負担や警戒区域の設定による退去命令等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は国民保護措置等を実施するため必要最小限のものに限るものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

このため、市は、必要な処理体制を確保するとともに、手続きに関する文書を船橋市文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存することとする。

また、市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における災害（以下「武力攻撃災害等」という。）による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等配慮する。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、国民に対し、武力攻撃の状況、国民保護措置等の実施状況、被災情報その他の国民保護措置等に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。このため、あらゆる広報手段を活用するものとし、特に高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し配慮を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

なお、指定地方公共機関は、それぞれの広報手段を活用して、国民に迅速に国民保護措置等に関する情報を提供するよう努めることとされている。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と、国民保護措置等に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域に渡る避難や、核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃（以下「NBC攻撃」という。）による災害に対応するための物資及び資機材の提供など武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置等の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、避難誘導に必要な援助、救援に必要な援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助などについて協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとされていることにかんがみ、市は、国民への協力要請に当たり強制しないよう配慮する。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置等の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

また、市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置等については、公正かつ中立な活動が行われていること等その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

なお、市は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置等については、放送の自律を保障することにより、その言論その他の表現の自由に特に配慮する。

7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置等の実施に当たっては、警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援などについて、高齢者、障害者、乳幼児、病人及び外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置等を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保

市は、市及び県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する市域に係る国民保護措置等について、その内容に応じ、国・県から入手した情報、武力攻撃災害等の状況、その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置等に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、市は、国民保護措置等の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じ

て国民保護措置等に協力する者に対し、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時に提供すること等により、安全の確保に十分に配慮する。

第3章 武力攻撃事態及び緊急処理事態の想定

市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態の類型

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

類 型	特 徴	留 意 点
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要	一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に渡ることを想定
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定	攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施
弾道ミサイル攻撃	発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾	迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要であり、地下又は堅ろうな建物内への避難が中心
航空攻撃	航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難	地下又は堅ろうな建物内への避難等を広範囲に指示することが必要

2 緊急対処事態の事態例

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている以下に掲げる事態例について対象とする。

なお、市は、緊急対処事態に対する対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

分類	類型	事態例
攻撃対象施設等	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破 ・政治経済活動の中核（市庁舎、金融機関、交通施設、トンネル、電力・通信施設等）に対する攻撃
攻撃手段	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する放射性物質、毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

第4章 市の地理的、社会的条件

市は、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的条件とそれらを踏まえた留意事項を以下のとおり記述する。

1 地理的条件

(1) 位置

① 位置

船橋市は、首都東京（都心）の20km圏、県都千葉（都心）の15km圏にあり、東京湾奥の中心部に位置する。

② 緯度、経度

船橋市役所（湊町2丁目10番25号）の緯度、経度は次のとおりである。

東 経	1 3 9° 5 8' 5 7"
北 緯	3 5° 4 1' 4 1"

③ 隣接市

船橋市の隣接市は、次のとおりである。なお、南は東京湾に面している。

東	習志野市、八千代市
西	市川市
北	鎌ケ谷市、白井市

(2) 面積、ひろがり及び高度

船橋市の面積、ひろがり及び高度は、次のとおりであり、千葉県面積の約60分の1を占める。なお、海岸線延長は12kmである。

面 積	ひろがり		高度	
	東西	南北	最高	最低
85.62k m ²	13.86 km	14.95 km	32.3m	0.2m

(3) 地形

市の地形は、下総台地と東京湾岸低地を主とする低地に大別できる。

下総台地は、千葉県の北半部を占めており、海拔20～100 mの比較的平坦な地形を形成している。市域の中～北部のほとんどは台地となっており、最高点は習志野3丁目付近の32.3mであり、平均24m程度となっている。また、その中に谷津が刻まれている。

また、東京湾岸低地は、東京湾にそそぐ江戸川がつくる三角洲や海岸平野、海老川や坪井川などの河川により侵食された谷に沖積層が堆積し形成された谷底平野、台地前面にひろがる浜堤・砂州、海面の大規模な埋め立て等による人工地形からなる。

(4) 気象

気象は、東京湾に面した海洋性の気象で、関東平野中心部の気象区に属し、1年を通じおおむね温暖な気候となっている。また、年間平均降水量は、約1,600mm前後となっている。

2 社会的条件

(1) 人口と世帯

東京都心から 20km 圏にある立地条件や交通機関の整備、大規模団地の造成などによる宅地化の進展により船橋市の人口は、昭和 35 年から 50 年にかけて急激に増加した。

その後、昭和 50 年代後半から人口増加の割合は、次第に緩やかになってきているが、近年再び増加傾向にあり、平成 27 年現在の人口は、約 62 万人である。

年齢別人口は、生産年齢人口（15～64 歳）の割合が約 6.4 割、老年人口（65 歳以上）は約 2.3 割である。

1 世帯当たり人口は、昭和 60 年代以後 3 人を割り、継続して減少傾向にある。

人口・世帯数・人口密度・1 世帯当たり人口の推移

国勢調査	人口(人)	世帯数*	人口密度 (人/k m ²)	1 世帯当り 人 口
昭和 35 年	135,038	31,119	1,714	4.35
40	223,989	58,502	2,743	3.71
45	325,426	91,622	3,979	3.45
50	423,101	124,327	5,015	3.31
55	479,439	155,372	5,644	3.24
60	506,966	166,803	5,957	3.02
平成 2	533,270	187,841	6,228	2.83
7	540,817	203,510	6,316	2.64
12	550,074	216,155	6,419	2.54
17	569,835	233,289	6,650	2.44
22	609,040	261,415	7,112	2.31
27	622,890	272,432	7,275	2.26

*：世帯の種類「不詳」を含む。昭和 55 年までは、普通世帯の数値。
(各年 10 月 1 日 国勢調査)

年齢区分別人口の推移

国勢調査	人 口 (人)			構 成 比 (%)		
	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
昭和 35 年	36,834	92,249	5,955	27.3	68.3	4.4
40	55,828	159,869	8,292	24.9	71.3	3.7
45	86,388	226,808	12,230	26.5	69.7	3.8
50	119,812	285,646	17,454	28.3	67.5	4.1
55	127,725	327,659	23,742	26.6	68.3	4.9
60	115,171	361,452	30,329	22.7	71.5	6.0
平成 2	92,939	400,066	38,717	17.4	75.0	7.3
7	77,323	411,806	50,554	14.3	76.1	9.3
12	73,692	406,000	69,290	13.4	73.8	12.6
17	75,727	396,428	93,543	13.3	69.6	16.4

22	82,370	404,234	118,833	13.6	66.8	19.6
27	82,258	391,731	142,446	13.3	63.5	23.1

※：人口には年齢不詳は含まない。

(各年 10 月 1 日 国勢調査)

(2) 交通

① 道路

現在広域的な機能を果たす市域の主要幹線道路は、国道 14 号、国道 16 号、国道 357 号、県道船橋我孫子線（船取線）、京葉道路、東関東自動車道の 6 路線である。また国道 296 号（成田街道）、県道松戸・原木線、県道市川印西線（木下街道）等の一部幹線道路が主要幹線道路の機能を代替している。

京葉道路、東関東自動車道の 2 つの自動車専用道路については、市南端部の市川市境と習志野市境にそれぞれ、原木、船橋、湾岸市川、谷津船橋及び花輪の 5 インターチェンジが設置されている。

② 鉄道

市域の鉄道は、東西方向に J R 総武線、京葉線、東京地下鉄東西線、東葉高速線及び京成線、南北方向では、J R 武蔵野線、東武野田線、新京成線、また、北部地域には北総線の 9 路線がある。

内陸部の宅地化に伴う交通需要の増加により、J R 船橋駅をはじめとする各乗換え駅では非常な混雑状態となっている。市内 35 駅における 1 日の乗降客数は、約 89 万人に達している。このうち、J R 船橋駅の乗降客数は 1 日約 14 万人、J R 津田沼駅約 10 万人、J R 西船橋駅約 13 万人、東京地下鉄西船橋駅約 14 万人であり、市内鉄道交通の拠点となっている。

また、市内に停車駅はないが、都心から京成線、北総線を経由して成田空港に直結する成田スカイアクセスが平成 22 年 7 月に開通した。

(3) 土地利用

市の地目別面積を見ると、下表のようになっている。

【単位】面積：km²

地目	田	畑	宅地	池・沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
面積	2.383	10.400	41.229	0.002	3.072	0.022	0.023	10.170	18.319

(平成 29 年 1 月 1 日現在)

(4) 港湾

本市には、千葉港があり、産業振興や地域経済の活性化に重要な役割を担っている。

千葉港は、東京湾の北東部に位置し、約 133 キロメートルに及ぶ海岸線延長と背後に本市をはじめ市川市、習志野市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市の 6 市を擁する、水域面積 24,800 ヘクタールの日本一広い港湾である。年間入港船舶（平成 28 年）は、外航船 4,268 隻・94,960 千総トン、内航船 46,970 隻・48,992 千総トンであり、取扱貨物量は外国貿易 92,337 千トン・内国貿易 61,996 千トン、合計 154,333 千トンとなっている。

また本市における千葉港には、公共岸壁として、船橋中央ふ頭、船橋東ふ頭・日の出ふ頭を擁し、各ふ頭の概要は以下のとおりとなっている。

○船橋中央ふ頭

船橋中央ふ頭は、船橋市潮見町、市川市東浜の埋立地に位置しており、水深10m岸壁4バース、水深7.5m岸壁11バース等を供用している。

当ふ頭では、鉄鋼、金属くず等を扱っている。

○船橋東ふ頭・日の出ふ頭

船橋東ふ頭は、高瀬町、浜町に位置しており、水深7.5m岸壁2バースの耐震強化岸壁が整備され、供用している。また、水深6m岸壁5バースが整備されている。

当ふ頭では、鉄鋼等を取り扱っている。

また、日の出ふ頭は、日の出、湊町に位置しており、水深5.5m岸壁5バース等が整備されており、砂・砂利、麦類等を扱っている。

【千葉港の概要】

港湾名	公共主要施設	対象船舶	港 格 ※	備 考
千葉港	- 公共けい船岸壁 水深4.5m～12m 総延長11,240m（94バース） - 物揚場等 総延長8,339m - ガントリークレーン 2基	300～30,000 重量トン	国際拠点港湾	- 重化学工業及びエネルギー基地等、産業機能集積港湾 - 貨物取扱量全国第2位の国際貿易港

※注 重量トン : ほぼ船舶が積載出来る貨物の量を示す。

国際拠点港湾：国際戦略港湾以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる政令で定められた港湾。

(5) 自衛隊施設

本市に所在する自衛隊の施設は、次のとおりである。

(陸上自衛隊) 習志野駐屯地：第1空挺団

習志野演習場：習志野駐屯地業務隊

(航空自衛隊) 習志野分屯基地：第1高射群第1高射隊

3 本市における留意事項

県国民保護計画における留意事項を踏まえ、本市における地理的・社会的条件を考慮し、次のことに留意するものとする。

- ・人口の密集地域があり、人的被害が大きくなるおそれがある。
- ・大規模集客施設があり、人的被害が大きくなるおそれがある。
- ・沿岸部から内陸部にかけて製造業事業所が立地し、内陸部においては都市近郊型の農業が盛んであり、また、市内全域において交通網が発達しライフラインも整備されていることから、生産や経済などへの二次被害が大きくなるおそれがある。

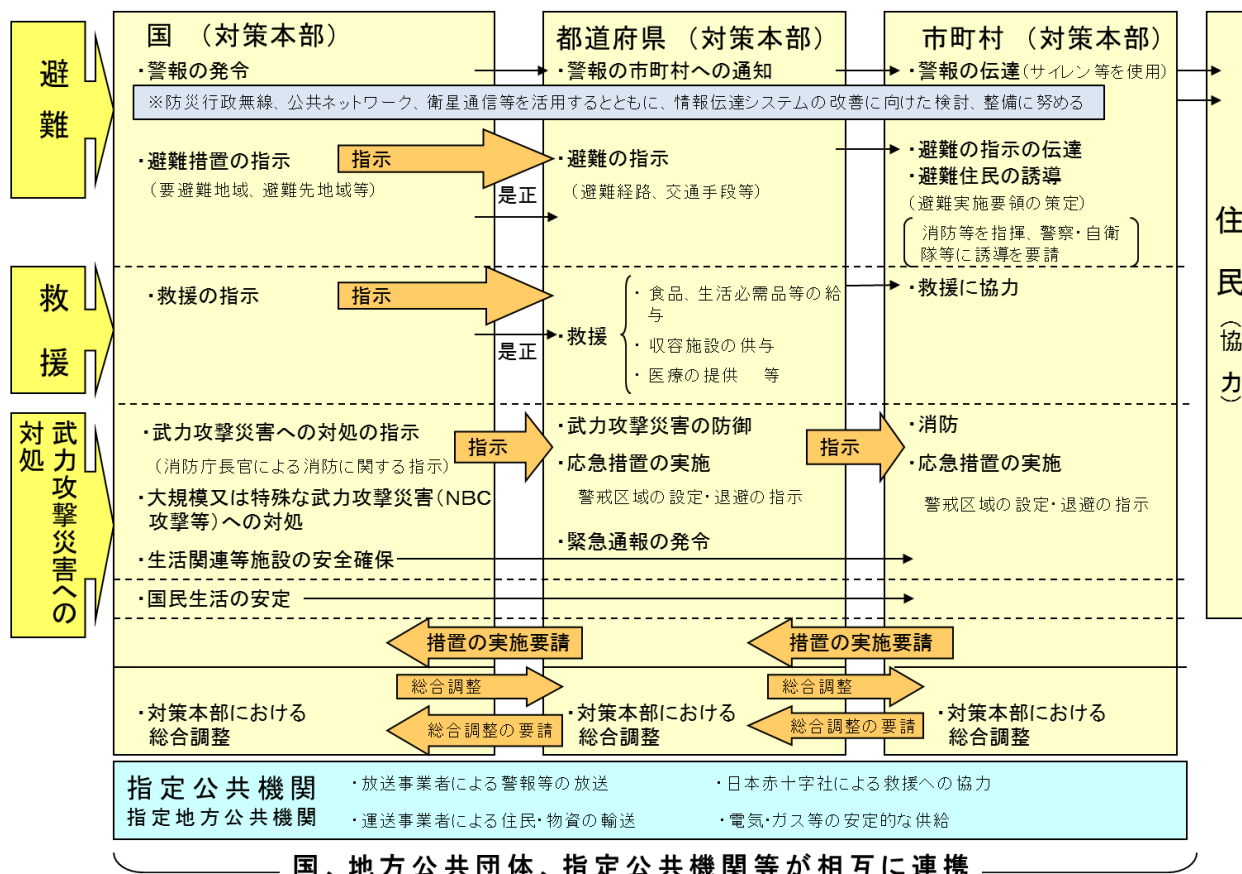
- ・首都東京に近接しており、東京への就業者が多いことから帰宅困難者の大量発生のおそれがある。

第5章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市は、国民保護措置等の実施に当たり、関係機関と円滑に連携するため、関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握するとともに、関係機関の事務又は業務の大綱について、以下のとおりとする。

※ 国、県、市等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置等について、県、市及び指定地方行政機関は、おおむね次に掲げる業務を処理することとされている。

【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 8 国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 9 国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局 (千葉県情報通信部)	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
北関東防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局 (千葉財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
横浜税関(千葉税関支署)	1 輸入物資の通関手続き
関東信越厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
千葉労働局	1 被災者の雇用対策
関東農政局	1 応急用食料調達・供給支援 2 農業用ダム等の安全確保 3 NBC(核・生物・科学兵器)攻撃等による汚染農産物の安全性確認 4 家畜保護に関する配慮 5 農林水産業に係る被害拡大防止 6 農林水産関係施設の応急の復旧 7 食料等の価格・供給の安定に必要な措置 8 被災農林漁業者への資金の融通に関する措置
関東森林管理局(千葉森林管理事務所)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局 (利根川上流河川事務所) (利根川下流河川事務所) (江戸川河川事務所) (首都国道事務所) (千葉国道事務所) (千葉港湾事務所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局 (千葉運輸支局)	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局 (成田空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台(銚子地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部 (千葉海上保安部)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

第1章 平素からの備え

第1 組織及び体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、各部の平素の業務、職員の参集基準等について、以下のとおり定める。

1 市における組織・体制の整備

(1) 市の各部における平素の業務

市の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。

【市の各部における主な平素の準備業務】

市長公室	・市国民保護協議会の運営に関する事 ・市国民保護計画の見直しに関する事 ・国民保護対策本部に関する事 ・備蓄物資の整備に関する事 ・非常通信体制の整備に関する事 ・国民保護に係る研修及び訓練に関する事 ・特殊標章等（103ページを参照）の交付体制の整備に関する事 ・国民保護に関する各部間の調整に関する事 ・安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関する事 ・警報伝達及び緊急通報伝達の体制整備に関する事 ・県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊等との連絡体制の整備に関する事 ・その他各部に属しない武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
企画財政部	・国民保護関係予算に関する事 ・庁舎及び共用車両等の使用、配車及び管理に関する事 ・その他武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
総務部	・行政訴訟等総括的処理に関する事 ・職員の動員及び配備に関する事 ・公文書の保管に関する事 ・その他武力攻撃災害対応体制の整備に関する事

税務部	・市税の減免及び徴収猶予に関する事 ・その他武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
市民生活部	・避難施設の運営体制の整備に関する事 ・その他武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
健康・高齢部	・医療機関との連携及び医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・その他武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
保健所	・地域保健の整備に関する事 ・その他武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
福祉サービス部	・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・義援金に関する事 ・その他武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
子育て支援部	・園児の安全、避難計画に関する事 ・義捐品（救助物資）に関する事 ・その他武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
環境部	・廃棄物の処理体制の整備に関する事 ・その他武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
経済部 （地方卸売市場を含む）	・大規模集客商業施設との連絡調整に関する事 ・義捐品（救助物資）に関する事 ・その他武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
都市計画部	・地理情報システムに関する事 ・市民参加のまちづくりに係る支援及び調整に関する事 ・その他武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
都市整備部	・公園の復旧体制に関する事 ・その他武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
道路部	・道路の復旧体制に関する事 ・避難経路や物資輸送路の調整に関する事 ・鉄道及びバスなど交通機関との連絡調整に関する事 ・その他武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
下水道部	・公共下水道や河川の復旧体制に関する事 ・その他武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
建築部	・市営住宅の復旧体制に関する事 ・その他武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
医療センター	・医療センターの医療活動に関する事 ・その他武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
（教）管理部	・学校施設の整備に関する事 ・その他武力攻撃災害対応体制の整備に関する事

(教) 学校教育部	・児童、生徒の安全、避難計画に関する事 ・その他武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
(教) 生涯学習部	・社会教育施設の整備に関する事 ・文化財の保護に関する事 ・その他武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
消防局	・武力攻撃災害への対応に関する事(救急・救助を含む) ・消防活動体制の整備に関する事 ・装備、資機材の整備に関する事 ・特殊標章等の交付体制の整備に関する事 ・消防団に関する事 ・危険物質等(消防法に関するものに限る)取扱所の保安対策に関する事 ・その他武力攻撃災害対応体制の整備に関する事

(2) 市職員の参集基準等

① 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

② 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防局との連携を図りつつ、夜間休日における連絡体制を確立し、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

③ 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、以下の体制判断基準と職員参集基準を定める。

【初動体制判断と職員参集判断の基準】

	体制の名称	体制判断基準	職員参集基準
事態認定前	国民保護等 情報連絡室 情報連絡室長：副市長（危機管理担当）	遠隔地において事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生し、情報収集等の初動対応を行う必要がある場合	事態関係課長（危機管理課長、秘書課長、広報課長、財産管理課長、職員課長、警防課長をいう。以下同じ。）で協議し、執行手順により情報収集等に当たる職員の配備体制を定める。
	国民保護等 警戒本部 警戒本部長：市長	市及び近隣市において事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生し、全庁での対応が必要である場合	事態関係部長等（副市長（危機管理担当）、市長公室長、危機管理監、企画財政部長、総務部長、消防局長、事態関係課長をいう。以下同じ。）による配備検討会議で協議し、執行手順により配備体制を定める。その際の配備体制は、事案の状況に応じて、地域防災計画における警戒本部体制を準用する。
事態認定後	国民保護等 情報連絡室 情報連絡室長：副市長（危機管理担当）	遠隔地において事態認定された事案が発生し、情報収集等の初動対応が必要な場合	事態関係課長で協議し、執行手順により情報収集等に当たる職員の配備体制を定める。なお、事案の発生場所、規模、状況、今後の事態の推移など総合的に判断し、配備体制を強化することもある。
	国民保護等 警戒本部 警戒本部長：市長	近隣都県において事態認定がなされ、本市において武力攻撃災害の発生を推認又は予測しうる情報を把握し、全庁での対応が必要である場合	事態関係部長等による配備検討会議で協議し、執行手順により配備体制を定める。その際の配備体制は、事案の状況に応じて、地域防災計画における警戒本部体制を準用する。
	市国民保護対策本部 市対策本部長：市長	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	地域防災計画における災害対策本部体制を準用する。

④ 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、**MCA無線**、電話・メール等による連絡手段を確保する。

⑤ 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市国民保護対策本部員など幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合は、次席の職にあたる者がその職務に就くものとする。

市国民保護対策本部長、市国民保護対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとする。なお、以下の順位によっても代替職員となるべき者がいない場合は、参集した本部員の合議のもと定めるものとする。

【市国民保護対策本部長、市国民保護対策副本部長の代替職員の順位】

・市国民保護対策本部長	第1位	副市長（ 危機管理担当 ）
	第2位	副市長（ 消防担当 ）
	第3位	市長公室長
	第4位	危機管理監
	第5位	消防局長
	第6位	建設局長
・市国民保護対策副本部長	第1位	市長公室長
	第2位	危機管理監
	第3位	消防局長
	第4位	建設局長

⑥ 交代要員等の確保

市は、市国民保護対策本部を設置した場合には、防災に関する体制を活用しつつ、その機能が確保されるよう、以下の項目について措置しておくものとする。

- ・交代要員の確保その他職員の配置
- ・食料、燃料等の備蓄
- ・自家発電設備の確保
- ・仮眠設備等の確保 等

（3）消防機関の体制

① 消防局における体制

消防局は、初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるものとする。消防局における24時間体制を踏まえ、市長部局との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備するものとする。

また、消防局は消防団員の参集基準を定めるものとする。

② 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、

地域住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図るものとする。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮するものとする。

(4) 国民の権利利益の救済に係る手続等

① 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応する総合的な窓口を市国民保護対策本部に開設するとともに、総務部が処理するものとする。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

救済手続	内容
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、第175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、第175条)	

② 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、船橋市文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存するものとする。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行うものとする。

なお、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長するものとする。

2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力するため、関係機関との連携体制整備のあり方について、以下のとおり定める。

(1) 基本的考え方

① 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備するものとする。

② 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図るものとする。

③ 関係機関相互の意思疎通

市は、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図るものとする。

(2) 国との連携

① 指定地方行政機関との連携

市は、国民保護措置が円滑に実施されるよう指定地方行政機関との連携を図るものとする。

② 自衛隊との連携

市は、国民保護協議会における協議を通じ連携を図るものとする。

(3) 県との連携

① 県の連絡先の把握

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図るものとする。

② 県との情報共有

市は、警報の内容、避難方法や救援を行う場合の経路、運送手段、武力攻撃の状況等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図るものとする。

③ 市国民保護計画の県への協議

市は、県との市国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図るものとする。

④ 警察署との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察署と必要な連携を図るものとする。

(4) 近接市との連携

① 近接市との連携

市は、近接市の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市相互間の連携を図るものとする。

② 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図るものとする。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図るものとする。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携

市は、区域内の指定公共機関及び指定地方公共機関との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握するものとする。

(6) 医療機関との連携

市及び消防局は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図るものとする。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努めるものとする。

(7) その他の関係機関との連携

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図るものとする。

(8) 自主防災組織及びボランティア団体等に対する支援

① 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織と消防団及び市、自主防災組織相互間の連携が図られるよう配慮するものとする。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための資機材及び設備の充実を図るものとする。

② 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボラ

ンティア関係団体との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、非常通信体制の整備等について、以下のとおり定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、武力攻撃事態等において円滑に国民保護措置を実施するため、庁内相互及び県その他関係機関との非常通信体制を整備するものとする。通信手段としては、携帯電話、衛星電話、本市の所有する無線通信網（防災行政無線、MCA無線、消防救急デジタル無線）、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、加入電話及び臨時電話、本市の保有する以外の無線局等（アマチュア無線非常通信連絡会の無線局）を活用するものとする。

また、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮するものとする。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努めるものとする。

4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備について、以下のとおり定める。

(1) 基本的考え方

① 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備するものとする。

また、市は、高齢者、障害者、外国人等情報の伝達に際し配慮を要する者に対して情報伝達できるよう、関係団体との連携・協力体制を含め、今後、整備を図るよう努めるものとする。

② 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、県国民保護計画において施設・設備及び運用面で留意することとされていることを踏まえ、下表の事項に十分留意するものとする。

施設・設備面	・ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・ 被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等及び高所監視カメラにより収集し、市対策本部等に伝送する画像伝送システムを構築するよう努める。
	・ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

③ 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努めるものとする。

（２）警報の伝達等に必要な準備

① 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡

るよう事前に説明や周知を図るものとする。この場合において、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

② 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる防災行政無線のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図るものとする。

③ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

④ 警察署との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署との協力体制を構築するものとする。また、必要に応じて千葉海上保安部との協力体制を構築するものとする。

⑤ 国民保護に係るサイレンの住民への周知

平成17年7月に国が定めた国民保護に係るサイレン音については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図るものとする。

⑥ 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の伝達を行うこととなる市内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県と協議し役割分担を定めるものとする。

⑦ 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進するものとする。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境整備に努めるものとする。

（3）安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

① 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃により死亡し、又は負傷した住民の安否情報に関して、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

② 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行うものとする。また、県の安否情報収集体制についても把握しておくものとする。

また、安否情報の取扱いにあたっては、船橋市個人情報保護条例の規定に留意するものとする。

③ 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、事業所、学校等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関を予め把握しておくなど必要な準備をするものとする。

(4) 被災情報の収集・報告に必要な準備

① 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図るものとする。

また、被災情報の収集・報告にあたっては、船橋市個人情報保護条例の規定に基づき、被災者の個人情報の取扱いに留意するものとする。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
平成 年 月 日 時 分							
船 橋 市							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 平成 年 月 日							
(2) 発生場所 船橋市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
町 名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	
※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。							
市町村名	年月日	性別	年齢	概 況			

② 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保や個人情報の取扱い等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努めるものとする。

5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について、以下のとおり定める。

(1) 研修

① 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県の研修機関等の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

② 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

③ 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材を積極的に活用する。

(2) 訓練

① 市における訓練の実施

市は、近隣市、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図るものとする。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察署、千葉海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

② 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物を動かす実動訓練、状況付与に基づいて

参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ・市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ・警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ・避難誘導訓練及び救援訓練

③ 訓練に当たっての留意事項

- ・国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ・国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ・住民の訓練への参加は、住民の自発的な意思により協力をするものとされていることから、強制とならないよう配慮する。
- ・訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ・市は、自治会・町会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ・市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ・市は、警察署と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2 避難、救援及び武力災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えについて、以下のとおり定める。

1 避難に関する基礎的事項

(1) 基礎的資料の準備

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、市の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 市の地図
- 人口分布
- 道路網のリスト
- 輸送力のリスト
- 避難施設のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- 消防機関のリスト
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市との連携の確保

市は、市域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保するものとする。

(3) 高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じるものとする。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

（４）民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておくものとする。

（５）学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認するものとする。

（６）大規模集客施設との連携

市は、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、施設管理者等に対して、危機管理体制の点検をお願いするとともに、必要に応じて助言を行い、避難等の訓練への参加を要請するものとする。

（７）自衛隊施設周辺の避難に係る国及び県との連携

市は、自衛隊施設の防衛拠点としての特性を踏まえて、避難施設、避難経路及び運送手段の確保ができるよう平素から国及び県と密接な連携を図るものとする。

２ 避難実施要領のパターン作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、県、警察署、千葉海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。

３ 救援に関する基礎的事項

（１）県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担について、あらかじめ県と調整しておくものとする。

(2) 基礎的資料の準備

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保するものとする。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努めるものとする。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有するものとする。

- 輸送力に関する情報
- ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

- 輸送施設に関する情報
- ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
- ③ 港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)
- ④ 臨時ヘリポート (臨時ヘリポートの所在地など)

(2) 運送経路の把握

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市域に係る運送経路の情報を共有するものとする。

(3) 協定の締結等

市は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関その他の運送事業者と協議し、災害時における体制も活用しつつ、これらが、市長からの避難住民の運送及び緊急物資の運送の求めに円滑に応じることができるよう、協定の締結等あらかじめ体制の整備に努めるものとする。

5 避難施設の指定への協力及び大規模集客施設への要請

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、**施設の収容人数、構造、保有設備等**の必要な情報を提供するなど県に協力する。市は、県が指定した避難施設に関する情報について、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知するものとする。

また、大規模集客施設について、市は、武力攻撃事態等において安全が確保されるまでの間、大規模集客施設の利用者及び付近の通行人が一時的に留まることができるよう、大規模集客施設に対し、協力を要請するものとする。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握

市は、市域に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月内閣官房）に基づき、市の管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとする。

※【国民保護法施行令に基づく生活関連等全施設の種類及び所管省庁】

国民保護 法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物資（汚染物資を含む）	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物資	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察署等との連携を図るものとする。

第3 物資及び資材の備蓄、整備

市及び県が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備するものとする。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。また、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられる安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品については、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等に努めるものとされており、市としては、国及び県の整備の状況を踏まえ、県と連携しつつ対応するものとする。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、
放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県及び他の市町村その他関係機関との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市や事業者との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備するものとする。

(4) 平素からの市民自らの備蓄について

市及び県が備蓄している物資や資材のみでは限界があるため、市及び県は、市民が平素から自ら備蓄するよう啓発していくものとする。

2 市が管理する施設及び設備の整備点検

(1) 施設及び設備の整備点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備や点検をするものとする。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、市が管理する下水道施設といったライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとし、ライフラインの被害状況の把握や緊急時の対応方法について、あらかじめ具体的な検討を行うものとする。

(3) 復旧のための各種資料等の整備

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努めるものとする。

第4 医療救護体制の整備

武力攻撃災害の発生時には、多数の負傷者等の発生が予想され、また、NBCによる攻撃を受けた際は、特殊な治療等も要求される。医療の提供など救援は、県において実施することになっているが、市は、県からの事務の委任を受け、又は県を補助して救援を実施し、消防においては武力攻撃災害を防除し、及び軽減することとなっていることから、県において実施する医療救護体制について示し、県との連携を図る。

1 初期医療体制の整備

県は、市と連携し、救護所の設置及び医療救護班の派遣を行うための計画を予め定めるものとされている。消防局は、医療機関等と平常時から連携を密にしておき、救急救助体制の整備を図るものとする。

また、必要に応じ、市医師会の協力を得て傷病者等を受け入れる災害医療協力病院等の確保を図るものとする。

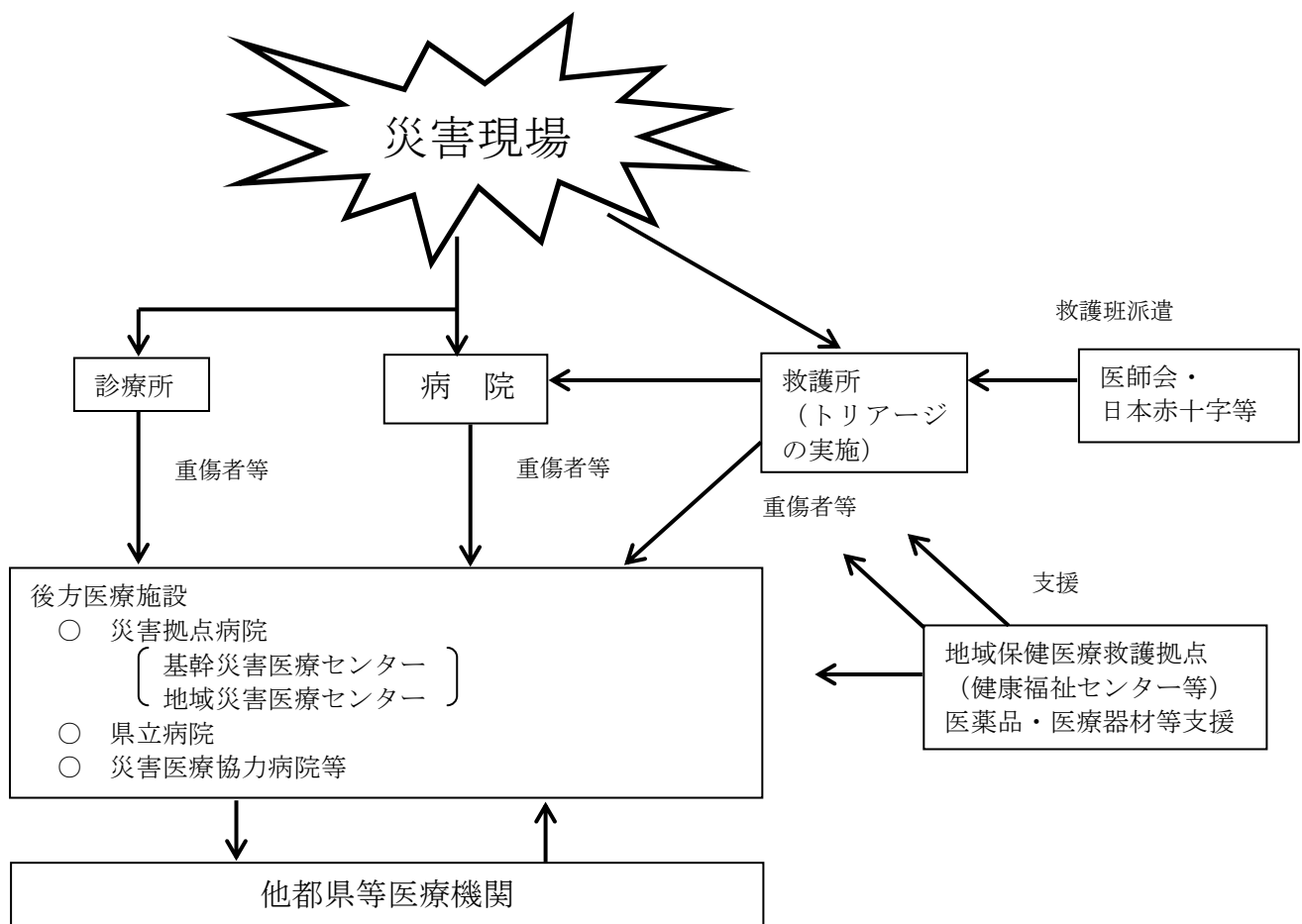
なお、NBC攻撃による負傷者が出た場合には、消防機関及び救急医療機関等は、特殊な装備等で現場に臨む必要があることから、市及び県は、防護服等資機材の整備を進めるものとする。

2 傷病者搬送体制の整備

県は、医療機関及び消防局と連携し、救急車、ドクターヘリコプター等を活用した武力攻撃災害時の傷病者の搬送体制を整備することとされている。以下に県において記述されている「武力攻撃災害時における医療救護体制の流れ」を示す。

なお、消防局においては、大規模事故体制のもと有効資機材等を活用し、トリアージ、応急処置等を実施したあと、適応病院へ搬送体制をとるものとする。

【武力攻撃災害時における医療救護体制の流れ】



第5 要配慮者等の支援体制の整備

高齢者、障害者、乳幼児及び外国人等といった、いわゆる要配慮者は、武力攻撃事態の際は自ら避難することが困難又は障害が存するため、要配慮者に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備について、以下のとおり定める。

1 要配慮者に関する配慮

市及び県は、要配慮者について、次のとおり配慮するものとする。

- ① 要配慮者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
- ② 生活支援のための人材確保
- ③ 要配慮者の実情に応じた情報の提供
- ④ 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食材を必要とする者に対する当該食品の確保及び提供
- ⑤ 病状あるいは障害の状況等に応じた介助用品または補装具の確保又は提供
- ⑥ 避難施設または居宅への必要な資機材の設置又は配布
- ⑦ 避難施設または居宅への相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- ⑧ 要配慮者について、優先的な避難施設の確保、健康状態等の把握に努め、状況に応じて社会福祉施設等への受入要請の実施

2 社会福祉施設等における備え

社会福祉施設等の管理者は、防災のための施設設備の整備に努めるとともに、夜間も含めた緊急連絡体制及び施設等の職員の役割分担についてあらかじめ定めておくとなっている。また、施設の職員及び入所者等に対する訓練を実施するなどして武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行うとされている。

3 児童・生徒等の避難時の配慮

学校や幼稚園等の管理者は、児童・生徒、園児等を当該学校等以外の施設に避難させる場合は、教職員が引率して集団で避難させ、その後の状況に応じて保護者への連絡及び引き渡しを行うこととするなど、あらかじめ対策を講ずるよう努めるとされている。

4 外国人に対しての配慮

市は、県が作成することとなっている外国語版パンフレット、ビデオ等を活用しながら外国人に対して、武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行うものとする。

第6 国民保護に関する理解の促進

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義・仕組や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等について、国民保護に関する理解の促進を図るため、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する理解の促進

(1) 理解の促進

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等の機会をとらえて啓発を実施するものとする。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、大きな文字、点字、外国語等を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により理解を深めてもらうものとする。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民の国民保護に関する理解の促進を図るものとする。

(3) 公立学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行うものとする。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等（市長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官）に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図るものとする。

また、市は、武力攻撃事態等の類型に応じて住民がとるべき行動についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努めるものとする。

また、市は、日本赤十字社、県などとともに、傷病者の応急手当について普及に努めるものとする。

第2章 武力攻撃事態及び予測事態への対処

第1 事態認定前に対処

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合は、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。市は、事態認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

初動体制を迅速に確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、国による事態認定の前の段階における市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 国民保護等情報連絡室の設置及び初動措置

(1) 国民保護等情報連絡室の設置

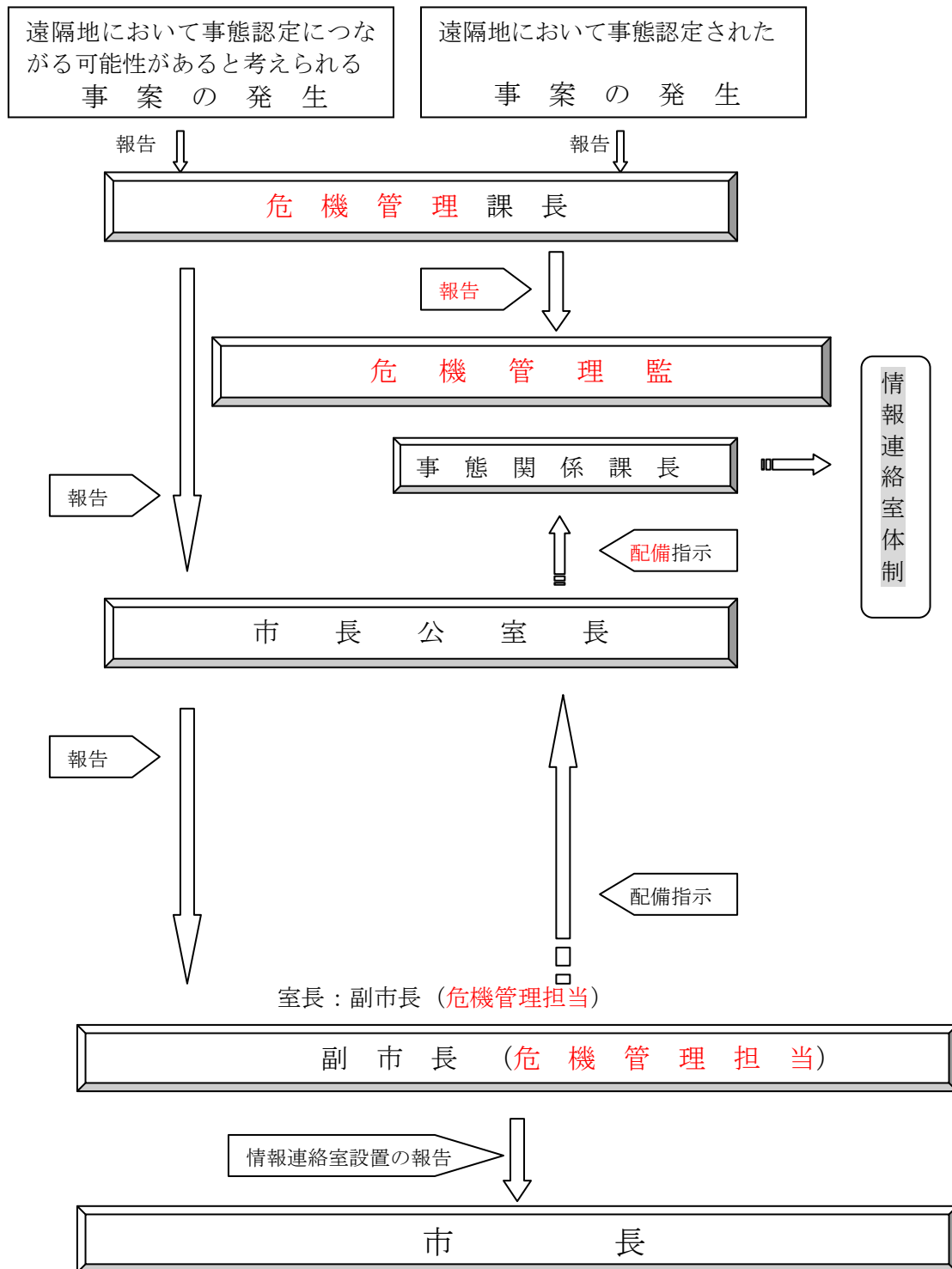
副市長（**危機管理担当**）は、遠隔地において事態認定につながる可能性があると考えられる事案や事態認定された事案が発生した場合において、情報収集・分析等の初動対応を行う必要があると認めるときは、国民保護等情報連絡室（以下「情報連絡室」という。）を速やかに設置する。

情報連絡室を設置する場合については、次の手順により行う。

- ① 市職員が事案を覚知したときは**危機管理**課長へ報告する。
- ② **危機管理**課長は市長公室長及び**危機管理監**へ、市長公室長は副市長（**危機管理担当**）へ、事案について報告する。
- ③ 副市長（**危機管理担当**）は、情報収集・分析が必要であると認めるときは、市長公室長へ情報連絡室体制をとることを指示する。
また、副市長は市長に情報連絡室の設置について報告する。
- ④ 市長公室長は、事態関係課長（**危機管理**課長、秘書課長、広報課長、職員課長、**財産管理**課長、警防課長をいう。以下同じ。）に職員の配備を指示する。
- ⑤ 事態関係課長は、各所属職員に配備を指示する。

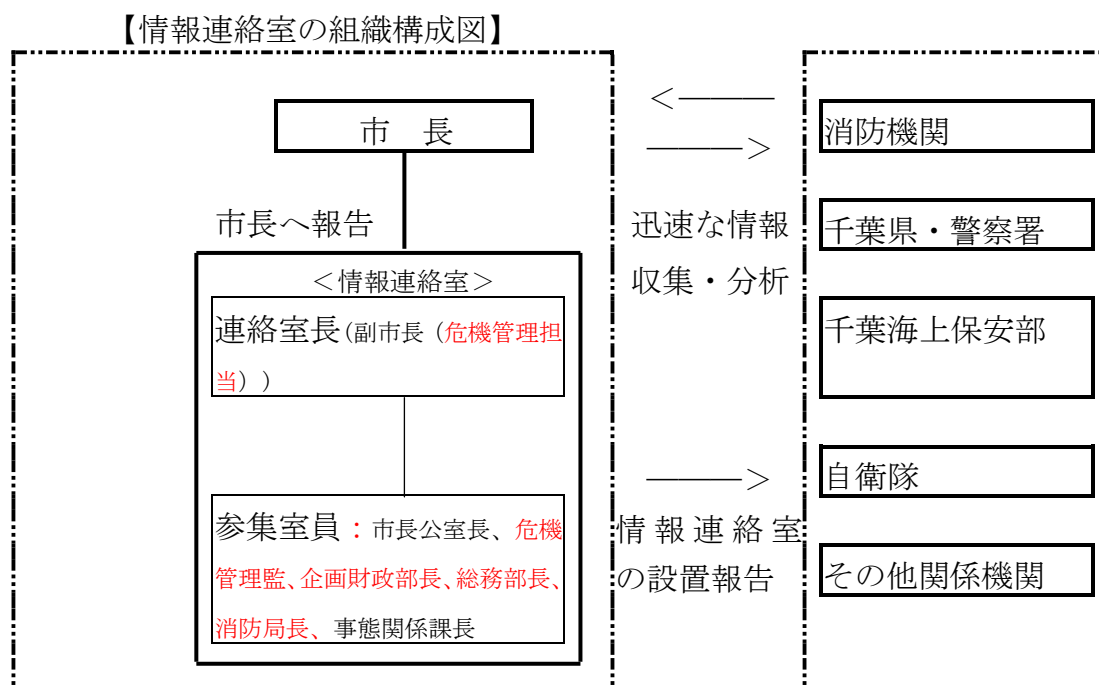
※ **危機管理監**は、必要な助言を行うとともに、自衛隊から情報収集を行う。

【情報連絡室設置までの流れ】



(2) 情報連絡室の初動措置

市は、消防局、警察署、千葉海上保安部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、情報連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。



(3) 情報連絡室の廃止

市長は、情報分析の結果、武力攻撃事態に該当しないことが判明した場合は、情報連絡室を廃止する。

2 国民保護等警戒本部の設置及び初動措置

(1) 国民保護等警戒本部の設置

市長は、市及び近隣市において事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生した場合や近隣都県において事態認定がなされ本市において武力攻撃災害の発生を推認し又は予測しうる情報を把握した場合において、全庁での対応が必要であると認めるときには、国民保護等警戒本部（以下「警戒本部」という。）を速やかに設置する。

警戒本部を設置する場合については、次の手順により行う。

- ① 市職員が事案を覚知したときは**危機管理課長**へ報告する。
- ② **危機管理課長**は市長公室長及び**危機管理監**へ、市長公室長は市長及び副市長（**危機管理担当**）に、覚知事案について報告する。
- ③ 副市長（**危機管理担当**）は、配備検討会議（構成員：市長公室長、危機管理監、企画財政部長、総務部長、消防局長、事態関係課長）を開催する。
- ④ 配備検討会議においては、警戒本部の設置について要・不要の判断や配備体制につ

いて協議し、全庁での対応が必要と考えられるときには、副市長（**危機管理担当**）から市長に報告する。

⑤ 市長は、全庁での対応が必要であると認める場合、市長公室長に警戒本部体制をとることを指示する。

⑥ 市長公室長は、各部長に配備体制を指示する。

⑦ 各部長は、各班長に班員の配備を指示する。

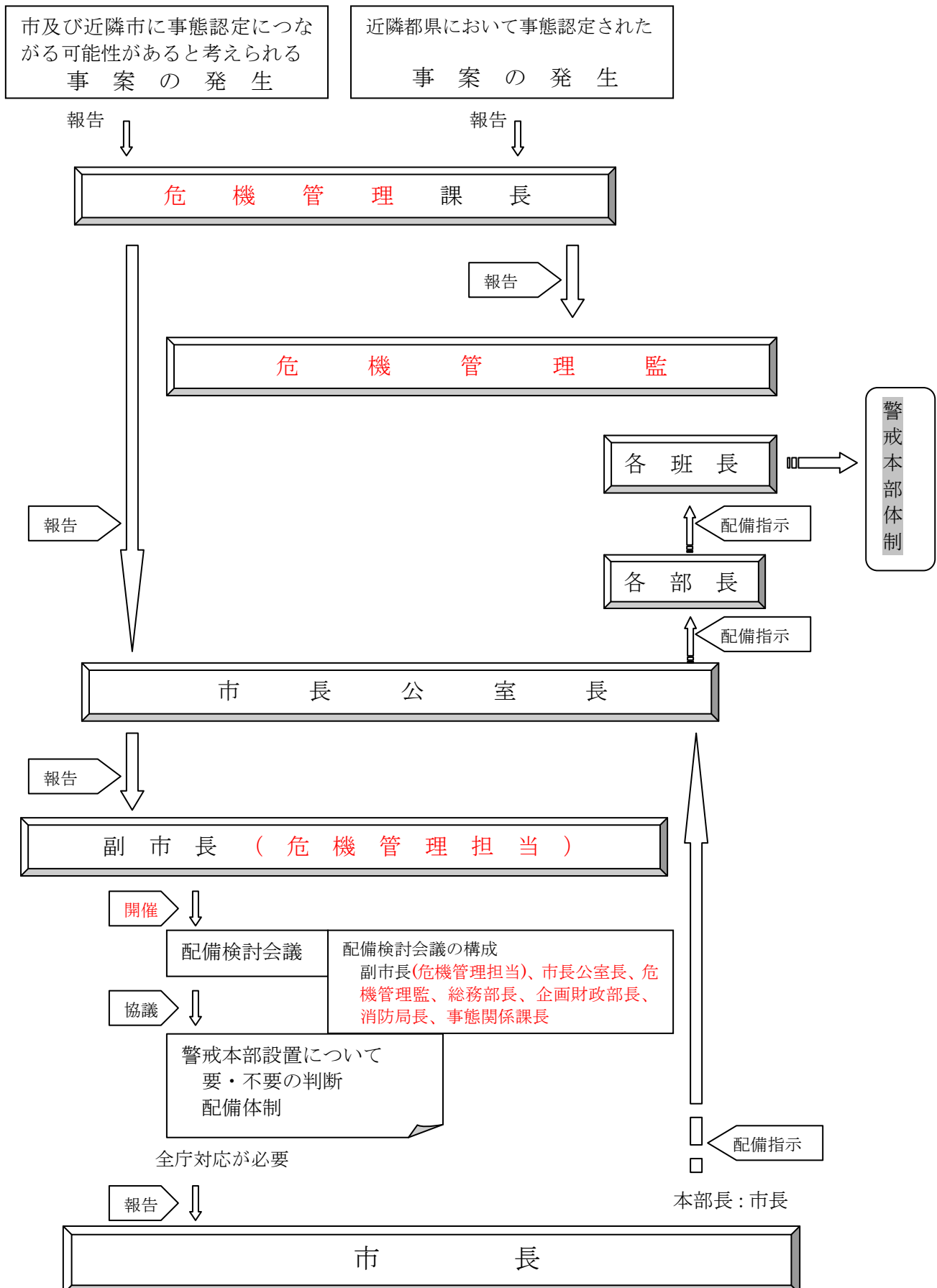
※ **危機管理監は、必要な助言を行うとともに、自衛隊から情報収集を行う。**

（２）警戒本部の初動措置

市は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認を行う。

また、市は、消防局、警察署、千葉海上保安部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、警戒本部を設置した旨について、県に連絡を行う。この場合、市は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

【警戒本部設置までの流れ】



(3) 警戒本部の組織及び事務分掌

警戒本部の組織及び事務分掌は、対策本部に準じるものとする。

なお、市長が必要と認めた場合は、警戒本部体制であっても、班によっては対策本部体制に準じた人数配備体制をとる。

(4) 警戒本部の応急措置等

市は、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行うこととする。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図るものとする。

また、政府による事態認定がなされても、市に対しては、市国民保護対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(5) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(6) 市国民保護対策本部への移行に要する調整

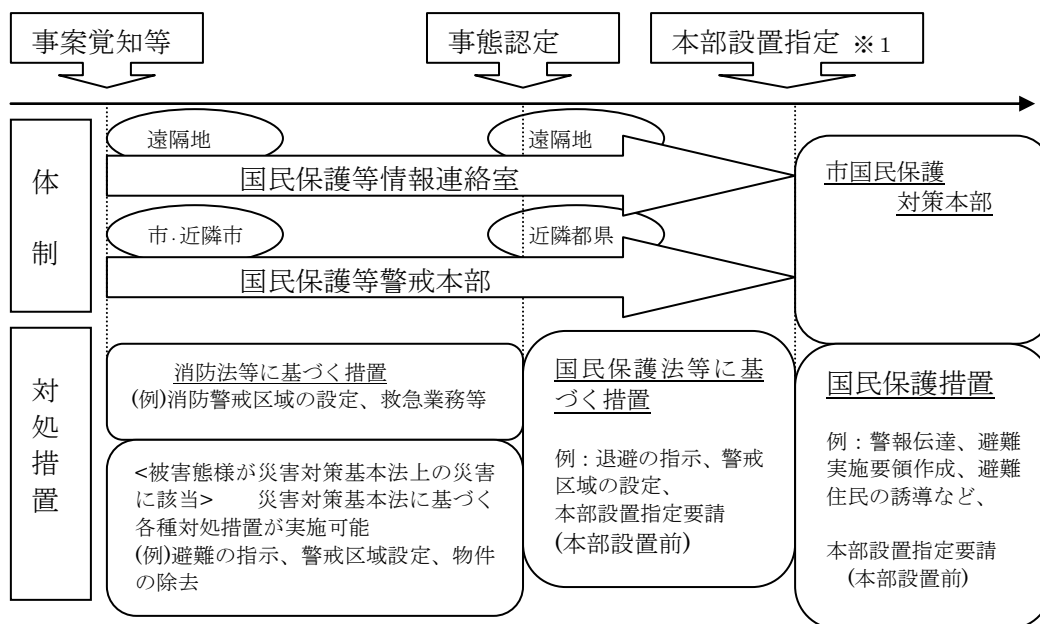
① 事態認定に伴う警戒本部からの移行

警戒本部を設置した後に国において事態認定が行われ、市に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、警戒本部は廃止する。

② 災害対策本部からの移行

市が、事態を大規模事故として判断し、又は多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合において、その後、国において事態認定が行われ、市国民保護対策本部を設置すべきとの国からの指定の通知があった場合には、市は、直ちに市国民保護対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

なお、市国民保護対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所用の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災、爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

第2 事態認定後の対処

市国民保護対策本部を設置する場合の手順等について、以下のとおり定める。

1 市国民保護対策本部の設置

(1) 市国民保護対策本部の設置の手順

市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置するものとする。なお、事前に警戒本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部（本部統括班・職員動員班）は、市対策本部員、市対策本部連絡員に対し、職員安否・参集確認メール等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部（本部統括班）は、市役所本庁舎9階に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

また、関係機関とのMC A無線、電話、FAX、電子メール等の通信手段の状態を確認する。

なお、市長が市対策本部を設置したときは、市議会にその旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行うものとする。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市役所本庁舎9階に設置できない場合は、消防指令センター6階に設置するものとする。

また、市外への避難が必要で、市内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行うものとする。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由し

て内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請するものとする。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

国 民 保 護 対 策 本 部	本部長（市長）
	副本部長（副市長）
	本部長付（建設局長、健康福祉局長、教育長、教育次長）
	本部員（市長公室長、企画財政部長、総務部長、税務部長、市民生活部長、健康・高齢部長、保健所長、保健所理事、福祉サービス部長、子育て支援部長、環境部長、経済部長、地方卸売市場長、都市計画部長、都市整備部長、道路部長、下水道部長、建築部長、議会事務局長、会計管理者、医療センター事務局長、管理部長、学校教育部長、生涯学習部長、消防局長）
	危機管理監
本部連絡員	各班管理職等

※市本部長が必要と認めるとき、国の職員その他市の職員以外の者を市対策本部員会議に出席させ、意見を求めることができる

統括責任者	国民保護対策本部構成班
市長公室長	本部統括班 国際ボランティア班
企画財政部長	第1復旧支援班 第2復旧支援班
総務部長	第2収容班 職員動員班
税務部長	第1調査班
市民生活部長	第1収容班 ボランティア班
健康・高齢部長	第1要配慮者支援班 第3収容班 第2要配慮者支援班 第2医療看護班
保健所長	第3要配慮者支援班
福祉サービス部長	第1生活再建班 第4要配慮者支援班 第4収容班
子育て支援部長	第3供給班
環境部長	環境班
経済部長	第1供給班
地方卸売市場長	第2供給班
都市計画部長	情報管理班
都市整備部長	都市施設班
道路部長	道路班
下水道部長	下水道班
建築部長	第2調査班 第2生活再建班
議会事務局長	議会班
会計管理者	第1協力班
医療センター事務局長	第1医療看護班
管理部長	第1教育班
学校教育部長	第2教育班
生涯学習部長	第2協力班
消防局長	消防救急班

----- 市国民保護対策本部の構成及び事務分掌 -----

各部の主管班となる班に共通する事務	1. 部内及び部に関係する機関への警報・避難・緊急通報の伝達に関すること。 2. 本部長、部内及び部に関係する機関との連絡・調整に関すること。 3. 部内職員の動員、配備に関すること。 4. 部の所管事項に関する被害状況及び国民保護措置の情報のとりまとめ及び本部長への報告に関すること。 5. 部の所管施設の安全確保措置、復旧計画のとりまとめ並びに本部長への報告に関すること。 6. 他の部への応援の要請に関すること。 7. 部の庶務に関すること。
-------------------	--

◎○：課長が班長となる課

※ 調査班、収容班、要配慮者支援班、供給班については、業務を複数の班で連携して行うため、「◎」の班長が、他の「○」の班長との総合調整をする。

統括責任者	班	班員	事務分掌
市長公室長	本部統括班	○ 危機管理課 市民の声を聞く課	・市国民保護本部の設置、運営に関すること ・本部員会議の開催に関すること ・各班の被害、対応状況の把握に関すること ・無線等による情報の収集及び伝達に関すること ・被害状況の県への報告に関すること ・危機情報等の収集、分析、提供に関すること ・協定締結団体への連絡、要請に関すること ・応援職員等の受入れの総合調整に関すること ・現地対策本部の開設運営及び調整に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・警報、避難、緊急通報の伝達に関すること ・県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊、警察等での連絡調整に関すること ・警戒区域の設定に関すること ・特殊標章等の交付に関すること ・その他各部に属さない国民保護措置に関すること
		広報課	・市国民保護対策本部の設置、運営に関すること ・本部員会議の開催に関すること ・各班の被害、対応状況の把握に関すること ・国民保護関連情報の発表に係る総合調整に関すること ・報道機関との連絡、調整に関すること ・ホームページ、ツイッターなどによる情報提供に関すること
		秘書課	・市国民保護対策本部の設置、運営に関すること ・本部員会議の開催に関すること ・各班の被害、対応状況の把握に関すること ・本部長、副本部長の秘書に関すること

統括 責任者	班	班員	事務分掌
市長公室長	国際ボランティア班	○国際交流課	・ 通訳、翻訳ボランティアニーズの把握に関すること ・ 通訳、翻訳ボランティアの要請に関すること ・ ボランティアの受付け
企画財政部長	第1復旧支援班	○政策企画課	・ 避難誘導に関すること ・ 避難所の開設及び避難者の収容に関すること ・ 避難所における避難者の把握及び名簿の整理 ・ 国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること
	第2復旧支援班	○契約管理課	・ 庁舎の点検、復旧に関すること ・ 公用車の管理に関すること ・ 燃料の確保に関すること ・ 協定締結団体への連絡、要請に関すること（燃料） ・ 職員（教育委員会職員、応援職員含む）の食事の手配に関すること ・ 市有財産の被害状況の調査及びとりまとめに関すること
総務部長	第2収容班	○情報システム課	・ 避難誘導に関すること ・ 避難所の開設及び避難者の収容に関すること ・ 避難所における避難者の把握及び名簿の整理 ・ 国民の権利利益の救済に係る手続きに関すること ・ 情報システムの点検・復旧に関すること
	職員動員班	○職員課	・ 職員（教育委員会職員含む）の動員に関すること ・ 職員（教育委員会職員含む）の安否確認及び罹災状況の把握に関すること ・ 他の班への協力、応援に関すること ・ 職員の派遣、受入れに関すること ・ 応援職員の必要人数、経費負担等に関すること ・ 特殊標章等の交付に関すること
税務部長	第1調査班	◎資産税課／市債権管理課	・ 安否情報の収集及び提供に関すること ・ 市税の減免措置などに関すること ・ 住家の被害状況の調査に関すること ・ 被害箇所や状況の入力、集計に関すること

統括 責任者	班	班員	事務分掌
市民生活部長	第1 収容班	◎戸国芝習二船男 籍民山志和橋女 住年出野出駅共 民金張台張前同 課課所出所総参 ／／／張／合画 自二高所西窓セ 治宮根／船ロセ 振出台豊橋セン 興張出出富出タ 課所張出張所 所	・避難誘導に関すること ・避難所の開設及び避難者の収容に関すること ・避難所における避難者の把握及び名簿の整理 ・周辺を含めた所管施設の被害状況の確認に関すること ・所管施設の点検、被害状況の取りまとめ、復旧に関すること ・市役所本庁舎への避難者の対応に関すること ・町会、自治会との連絡及び協力依頼に関すること
	ボランティア班	○市民安全推進課 市民協働課	・市社会福祉協議会との連絡調整に関すること ・ボランティアニーズの把握に関すること ・ボランティアの要請に関すること
健康・高齢部長	第1 要配慮者支援班	○地域包括ケア推進課 健康政策課	・医療機関との連絡調整に関すること ・医療5団体との連絡調整に関すること
	第3 収容班	○国民健康保険課	・避難誘導に関すること ・避難所の開設及び避難者の収容に関すること ・避難所における避難者の把握及び名簿の整理 ・市役所本庁舎への避難者の対応に関すること
	第2 要配慮者支援班	高包東西部南部北部 齢括部部部部部 者括部部部部部 福支支支支支 祉援援援援援 課課課課課 ／／／／／ ◎中支支支支 介部援援援援 護地セセセセ 保域ンンンン 険包タタタタ 課括タタタタ 支援セ 援セ セ ン タ ー	・所管施設利用者の安否確認に関すること ・所管施設の点検、被害状況の取りまとめ、復旧に関すること ・避難所に避難した要配慮者の把握 ・要配慮者支援を行うボランティアの受入れに関すること ・民間の介護保険施設の被害状況の把握に関すること
	第2 医療看護班	○看護専門学校	・生徒の安全確保に関すること ・所管施設の点検、被害状況の取りまとめ、復旧に関すること ・第1 医療看護班への協力、応援に関すること ・遺体安置所の設置調整・協力に関すること

統括 責任者	班	班員	事務分掌
保健所長	第3要配慮者支援班	○保健総務課／地域保健課／中央保健センター 衛生指導課／動物愛護指導センター 西部保健センター／健康づくり課 東部保健センター／北部保健センター	・所管施設利用者の安否確認に関する事 ・所管施設の点検、被害状況の取りまとめ、復旧に関する事 ・介護等で行う人員の手配に関する事 ・避難者同伴のペットなどに関する事 ・避難所や居宅における精神保健活動に関する事 ・防疫活動に関する事 ・医薬品、資機材等の調達に関する事 ・医療・看護・助産・要配慮者支援等を行う専門ボランティアの受入れに関する事
福祉サービス部長	第1生活再建班	○地域福祉課	・日本赤十字社との調整に関する事 ・避難行動要支援者名簿及び名簿のシステムに関する事 ・行方不明者の捜索の受付けに関する事 ・遺体安置所の開設・運営に関する事 ・国や県、市民などからの義援金の受入れ、被災者への受渡に関する事 ・身元不明者の遺体の搬送・火葬・埋葬に関する事
	第4要配慮者支援班	○障害福祉課／身体障害者福祉作業所太陽／指導監査課 身体障害者福祉作業所太陽／指導監査課	・所管施設利用者の安否確認に関する事 ・所管施設の点検、被害状況の取りまとめ、復旧に関する事 ・避難所に避難した要配慮者の把握 ・要配慮者支援を行うボランティアの受入れに関する事 ・民間の障害者施設の被害状況の把握に関する事
	第4收容班	○生活支援課	・避難誘導に関する事 ・避難所の開設及び避難者の収容に関する事 ・他の班への協力・応援に関する事 ・行方不明者の捜索の受付けに関する事 ・遺体安置所の開設・運営に関する事 ・日本赤十字社からの物資などの受入、被災者への受渡に関する事 ・国や県、市民などからの義援金の受入れ、被災者への受渡に関する事 ・身元不明者の遺体の搬送・火葬・埋葬に関する事

統括 責任者	班	班員	事務分掌
子育て支援部長	第3供給班	○ 子育て支援課／児童発達支援センター／マザーズホーム ○ 地域子育て支援センター／児童発達支援センター／マザーズホーム ○ 子育て支援課／児童発達支援センター／マザーズホーム	・ 児童、生徒の安全確保に関すること ・ 所管施設の点検、被害状況の取りまとめ、復旧に関すること ・ 私立保育園、認可外保育施設、民間の障害児施設の被害状況の把握に関すること ・ 応急給水及び給水車に関すること ・ 物資の搬送に関すること ・ 義援品（救援物資）の受入れ、保管、被災者への受渡に関すること
環境部長	環境班	○ 環境政策課／環境保全課／馬込衛生管理事務所 ○ 資源循環推進課／西浦処理場／廃棄物指導課 ○ クリーン推進課／南部清掃工場／清掃センター	・ 避難所のごみの収集に関すること ・ 避難所等のし尿処理に関すること ・ 廃棄物の処理及び集積場所の確保に関すること ・ 各清掃工場、西浦資源リサイクル施設、清掃センター及び西浦処理場の点検、復旧に関すること ・ 遺体安置所の開設・運営に関すること ・ 遺体の納棺・火葬・埋葬に関すること ・ 防疫活動に関すること ・ 大気、水質、土壤汚染（汚濁）などへの対策に関すること
経済部長	第1供給班	◎ 農工商振興課／農水産課 ◎ 農業センター／消費生活センター	・ 応急食料品及び生活物資の確保、搬送に関すること ・ 水道事業者の被害・復旧の情報収集に関すること ・ 応急給水及び給水車に関すること ・ 協定締結先への連絡、要請に関すること（食料品、生活物資） ・ 商業、工業、農業、漁業施設などの被害状況の調査に関すること ・ 所管施設の点検、被害状況の取りまとめ、復旧に関すること ・ 活動状況の取りまとめ ・ 義援品（救援物資）の受入れ、保管、被災者への受渡に関すること
地方卸売市場長	第2供給班	○ 総務課	・ 青果物・水産物の確保、搬送に関すること ・ 協定締結先（全国公設地方卸売市場協議会）への連絡、要請に関すること ・ 所管施設利用者の安否確認に関すること ・ 所管施設の点検、被害状況の取りまとめ、復旧に関すること

統括 責任者	班	班員	事務分掌
都市計画部長	情報管理班	○ 都市政策課 都市計画課 技術管理課	- 被害、対応箇所や状況の把握・集計に関する事 - 被害、復旧に係る情報収集に関する事 - 他の班への協力・応援に関する事
都市整備部長	都市施設班	○ 都市整備課／公園緑地課 飯山満土地区画整理事務所	- 所管施設等の点検、復旧に関する事 - ライフライン事業者（電気、ガス、電話など）の被害、復旧に係る情報収集に関する事
道路部長	道路班	○ 道路計画課 道路管理課 道路維持課 道路建設課	- 緊急輸送道路の確保に関する事 - 道路・橋梁の点検、復旧に関する事 - 道路・橋梁上の障害物の除去に関する事 - 道路の交通規制の実施に関する事 - 被害の取りまとめ
下水道部長	下水道班	○ 下水道総務課／下水道河川計画課 下水道建設課／下水道施設課 下水道河川管理課／河川整備課	- 下水道管、施設などの点検、復旧に関する事 - 河川護岸等の点検、復旧に関する事 - 港湾、水門、防潮堤などの被害、復旧に係る情報収集に関する事 - 被害の取りまとめ
建築部長	第2調査班	○ 建築指導課 建築課	- 避難所の被害状況の把握に関する事 - 協定締結先への連絡、要請に関する事 - 被災住宅の応急修理に関する事 - 住家等の被害状況の調査に関する事
	第2生活再建班	○ 住宅政策課 住宅地課	- 市営住宅入居者の安否に関する事 - 市営住宅の点検、復旧に関する事 - 被災者への住宅のあっせん、提供に関する事 - 被災住宅の応急修理に関する事 - 応急仮設住宅の確保、建設に関する事 - 応急仮設住宅への家電製品、生活必需品の提供に関する事

統括 責任 者	班	班員	事務分掌
議会 事務局長	議会班	○ 議事課 庶務課	・ 議員の安否確認及び罹災状況の把握に関すること ・ 議員への情報提供に関すること
会計 管理者	第1協力班	○ 農林水産委員会事務局 選挙管理委員会事務局 会計課	・ 避難誘導に関すること ・ 避難所の開設及び避難者の収容に関すること ・ 市社会福祉協議会との連絡調整に関すること ・ ボランティアニーズの把握に関すること ・ ボランティアの要請に関すること ・ 他の班への協力、応援に関すること
医療セ ンター 事務局長	第1医療看護班	○ 医事課 総務課	・ 入院患者や外来診察者の安否確認に関すること ・ 病院施設の点検、復旧、機能保全に関すること ・ 医療センター職員の動員に関すること ・ 医療センター職員の安否確認及び罹災状況の把握に関すること ・ 医療センター職員の派遣に関すること ・ 医療センター職員の食事の手配に関すること ・ 入院患者及び負傷者の医療、助産、救護に関すること ・ 患者給食の調達及び管理に関すること ・ 医薬品、資機材等の調達及び管理に関すること
管理 部長	第1教育班	○ 施設課 教育総務課	・ 児童・生徒の安全確保に関すること ・ 教育委員会職員の派遣に関すること ・ 各学校の被害状況の取りまとめ ・ 他の班の協力、応援に関すること ・ 学校施設の被害状況の把握に関すること ・ 学校の被害状況の調査に関すること ・ 学校の被害状況調査の結果に基づく応急復旧に関すること

統括 責任者	班	班員	事務分掌
学校教育部長	第2教育班	○学総小 務合・中 課教学校 ／育セ／市 指導立 課タ船 ／保橋 健体橋 育高 課校	・児童・生徒の安全確保に関する事 ・教職員との連絡調整に関する事 ・所管施設の点検、復旧に関する事 ・県立学校、私立学校、幼稚園の被害状況の把握に関する事 ・帰宅困難者の情報収集及び避難所への誘導に関する事 ・避難所の開設・運営の支援に関する事 ・学用品の調達、供給に関する事 ・他の班への協力、応援に関する事
生涯学習部長	第2協力班	○社郷 会土 教資 育料 課館 ／飛 視ノ 聴台 覚史 セ跡 ン公 タ民 ／館 文西 化図 課書 ／館 青少 少年 年セ 会ン 会タ 館ー ル	・文化財の保護に関する事 ・避難誘導に関する事 ・避難所の開設及び避難者の収容に関する事 ・所管の点検、復旧に関する事 ・他の班への協力、応援に関する事 ・被害の取りまとめ
消防局長	消防救急班	消防局各課及び各署	・消防職員、消防団員の動員に関する事 ・消防職員、消防団員の安否確認及び罹災状況の把握に関する事 ・消防職員、消防団員の派遣に関する事 ・消防職員、消防団員の食事の手配に関する事 ・火災の警戒防御に関する事 ・被災者の救出、救護、搬送等に関する事 ・行方不明者の捜索に関する事 ・被害の取りまとめ ・避難誘導に関する事 ・特殊標章等の交付に関する事 ・緊急消防援助隊の要請及び受入れに関する事

※記載のない事務分掌に関しては、市地域防災計画における災害対策本部設置時に準じて、業務にあたることとする。

(4) 広報の実施

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に対して適時適切に武力攻撃の状況、国民保護措置の実施状況などの情報提供を行うものとする。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設け、この職には広報課長が充たる。

また、市対策本部からの発表は、情報の軽重に応じ、市対策本部長、市対策副本部長、市長公室長または広報課長が行う。

② 広報手段

広報車、インターネット、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備するものとする。

③ 留意事項

- ・ 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。
- ・ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。
- ・ 県と連携した広報体制を構築する。
- ・ 報道機関に対し報道を要請する場合、当該報道の実施については、各報道機関の自主的判断にもとづくものである。

(5) 船橋市国民保護現地対策本部の設置

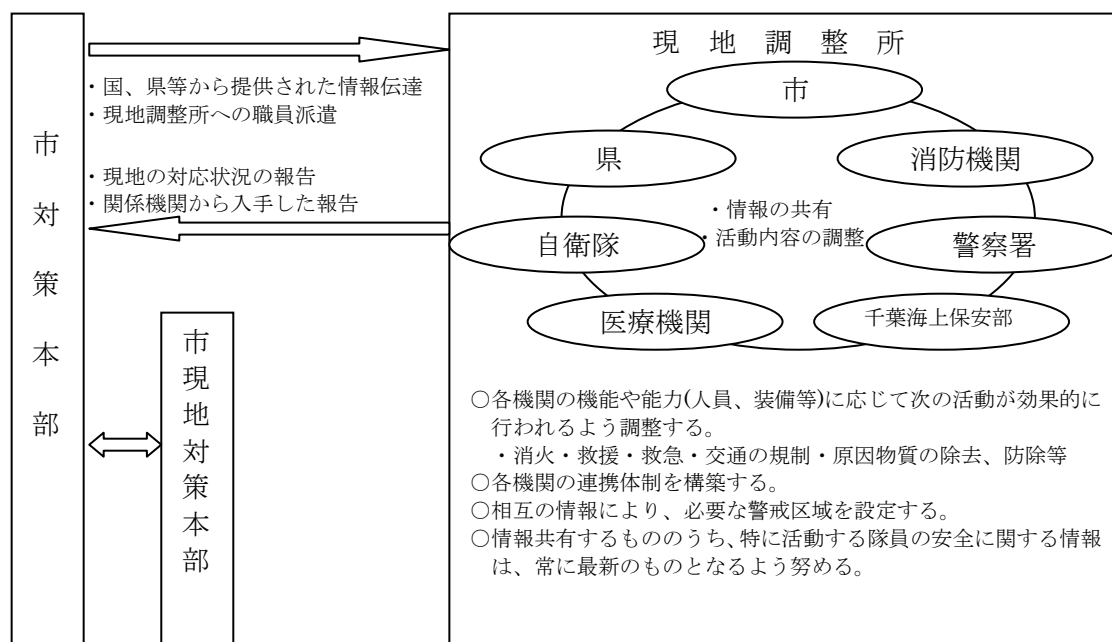
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、船橋市国民保護現地対策本部（以下「市現地対策本部」という。）を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保し、現場における関係機関（県、消防機関、警察署、千葉海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑にする必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

※【現地調整所の組織編成例】



※【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することとする。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。
現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置するものであるが、他の対処に当たる

機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させるものとする。その場合においては、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たるものとする。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市域内における国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図るものとする。

① 市域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星電話、本市の所有する無線通信網（防災行政無線、MCA無線、消防救急デジタル無線）、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、加入電話及び臨時電話を活用し、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保するものとする。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。

また、市は、直ちに総務省にその状況を連絡するものとする。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。

第3 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図るものとする。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図るものとする。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜、情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行うものとする。

また、国の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請

(1) 県への措置要請

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行うものとする。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行うものとする。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求めるものとする。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行うものとする。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにするものとする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 自衛隊派遣要請の求め

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）の要請を行うよう求めるものとする。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて市域を担当区域とする千葉地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、防衛大臣に連絡する。

(2) 自衛隊部隊等との連携

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とともに、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図るものとする。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長への応援の要求

市は、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長に対して応援を求めるものとする。

(2) 県への応援の要求

市は、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し応援を求めるものとする。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにするものとする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行うものとする。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出るものとする。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告するものとする。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 指定行政機関等職員の派遣要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行うものとする。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求めるものとする。

(2) 県等への要請

市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行うものとする。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行うものとする。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求めるものとする。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行うものとする。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出るものとする。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行うものとする。

7 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する

必要な支援を行うものとする。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動を実施することが適当かどうかを判断するものとする。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、被災地又は避難先地域におけるニーズを把握し、市社会福祉協議会の協力のもと、ボランティアへ情報提供するものとする。ボランティア活動を実施するにあたって、市は、県及び市社会福祉協議会と協力のもと、ボランティアの生活環境に配慮するものとする。

ボランティアの効果的な活用を図るため、市は、市社会福祉協議会が設置したボランティアセンターや避難施設等に臨時に設置されるボランティアセンターにおける登録・派遣調整や受入体制の確保について協力をするものとする。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難施設への配送等の体制の整備等を図るものとする。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請するものとする。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

なお、住民による協力は住民の自発的な意思に委ねられるものであるもので、要請に当たり強制しないよう配慮するものとする。

- ・避難住民の誘導及び救援等
- ・消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・保健衛生の確保

第4 警報及び避難の伝達等

1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容を迅速かつ的確に伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 警報の伝達等

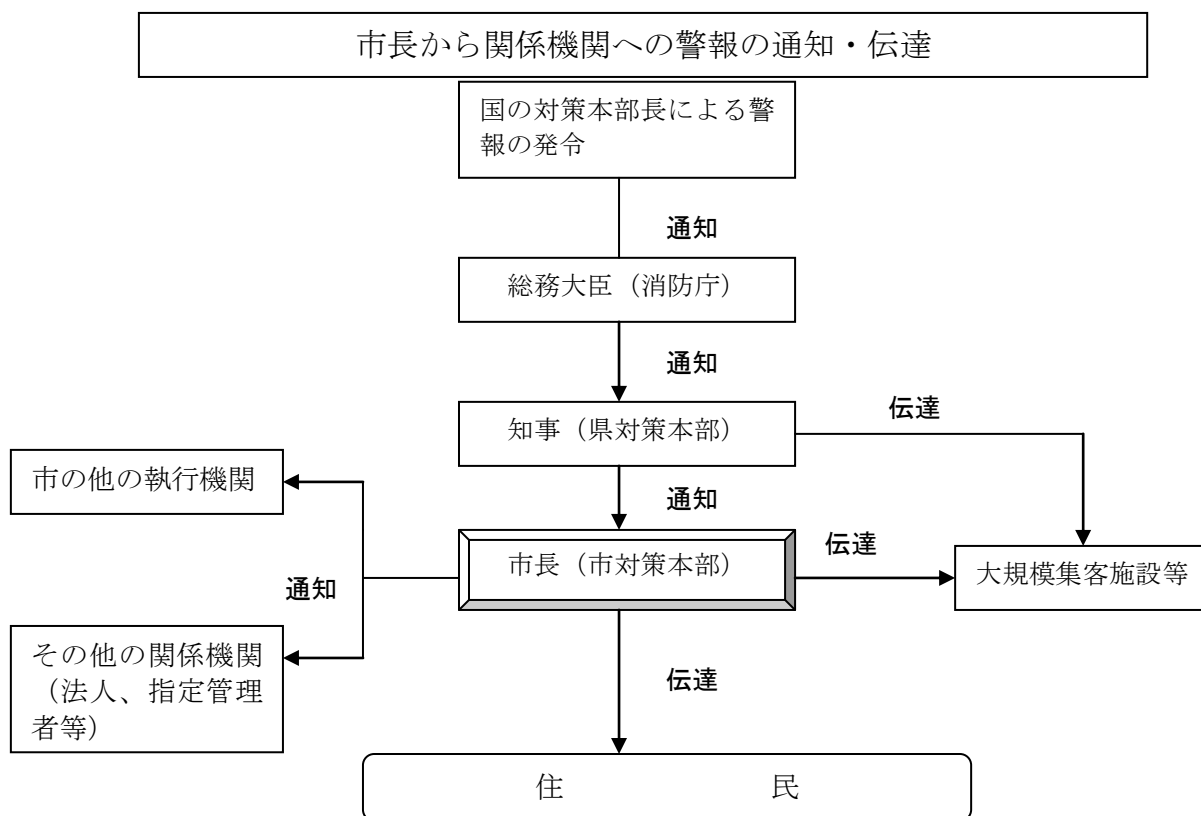
① 警報の伝達

市長は、知事から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校など）に警報を伝達する。

② 警報の通知

ア 市長は、市の他の執行機関及びその他の関係機関（法人、指定管理者など）に対し、警報を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。



(2) 警報の内容の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

① 防災行政無線等の活用

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページ・携帯メールへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合には、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

② 消防機関等及び警察署との連携

市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署と緊密な連携を図る。

③ 要配慮者等への配慮

警報の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、危機管理課・健康福祉局との連携の下で、迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

④ 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、

原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

（３）緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

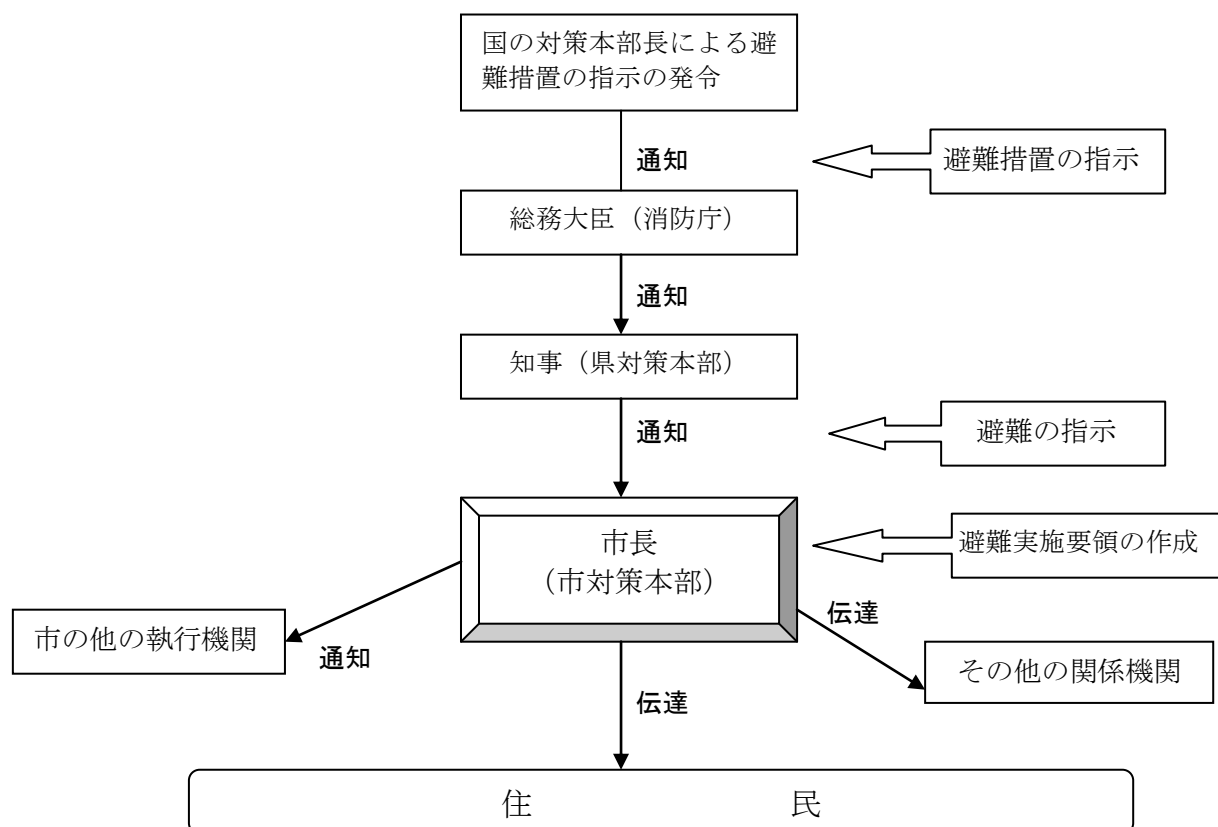
２ 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

（１）避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

※ 避難の指示の流れについては下図のとおりである。



※市長は、避難の指示受信後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

(2) 避難実施要領の策定・伝達等

① 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、警察署、千葉海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

※【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

② 避難実施要領の策定の留意点

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った措置を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることも考えられる。

③ 避難実施要領への記載事項

避難実施要領には、以下の事項を記載する。

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

イ 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

ウ 一時集合場所等及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の所在地名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

エ 集合時間等

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

オ 集合に当たっての留意事項

集合後の町会や近隣住民間での安否確認、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

カ 避難の手段及び避難の経路等

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

キ 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

ク 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

避難行動要支援者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

ケ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

コ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

サ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先
問題が発生した際の緊急連絡先等を記述する。

④ 避難実施要領策定の際の考慮事項

避難実施要領策定の際は、以下の点を考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

イ 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

ウ 避難住民の概数把握

エ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

オ 輸送手段の確保の調整 (輸送手段が必要な場合)

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

カ 避難行動要支援者の避難方法の決定

キ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、警察署との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

ク 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

ケ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)

コ 自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

【参考 避難実施要領のイメージ】

避難実施要領 (案)

〇〇県A市長
〇月〇日時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

A市における住民の避難は、次の方法で行う。

- (1) A市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

- 避難の手段 (バス・鉄道・船舶・その他)

バスの場合：A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、〇日〇時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇〇号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

鉄道の場合：A市A1地区の住民は、〇〇鉄道△△線AA駅前広場に集合する。その際〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、

ＡＡ駅までの経路としては、できるだけ国道〇〇号線又はＡＡ通りを使用すること。

集合後は、〇日〇時〇分発Ｂ市Ｂ１駅行きの電車で避難する。Ｂ市Ｂ１駅到着後は、Ｂ市職員及びＡ市職員の誘導に従って、主に徒歩でＢ市立Ｂ１高校体育館に避難する。

船舶の場合：Ａ市１地区の住民は、Ａ市Ａ港に、〇日〇時〇分を目途に集合する。その際、〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、〇日〇時〇分発Ｂ市Ｂ１港行きの、〇〇汽船が所有するフェリー〇〇号に乗船する。

……以下略……

(2) Ａ市Ａ２地区の住民は、Ｂ市Ｂ２地区にあるＢ市立Ｂ２中学校を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

……以下略……

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行われるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割振りを行う。

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 市対策本部要員
- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難施設運営要員
- ・ 水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

(3) 避難行動要支援者に対する避難誘導

誘導に当たっては、**避難行動要支援者**の避難誘導を優先的に行う。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

Ａ市対策本部 担当 △山○男

TEL 〇××-×××-××××（内線××××）

FAX 〇××-×××-××××

……以下略……

⑤ 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整

が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

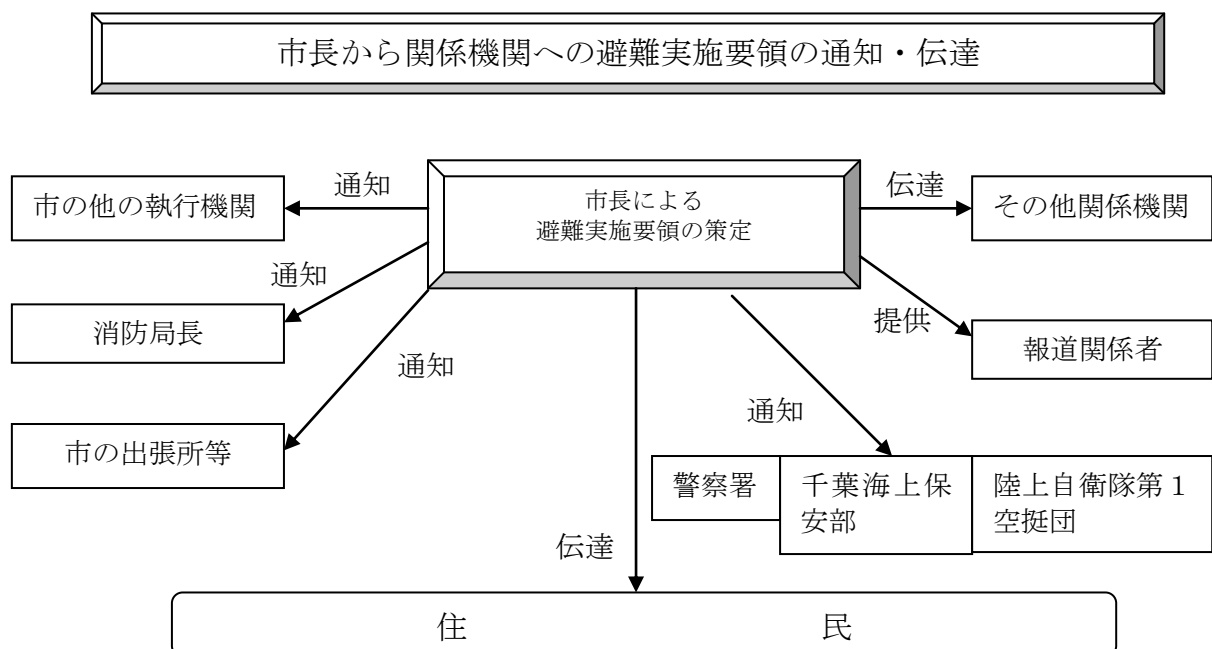
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

⑥ 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防局、市の区域を管轄する警察署、千葉海上保安部、陸上自衛隊第1空挺団及びその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



(3) 避難住民の誘導

① 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安が一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

② 消防機関の活動

消防局は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、**避難行動要支援者**の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、**避難行動要支援者**に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

③ 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、警察及び道路管理者などにより必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

④ 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

⑤ 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

⑥ 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の**避難行動要支援者**への避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、**避難行動要支援者**への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

⑦ 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

⑧ 避難施設等における安全確保等

市は、警察署が行う被災地、避難施設等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警察署と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

⑨ 家庭動物等の保護等に関する配慮

市は、国（環境省、農林水産省）が別途示す「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

⑩ 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察署と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

⑪ 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る運送手段、救援物資について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

⑫ 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

また、指定地方公共機関に該当しない運送事業者に対しては、避難住民の運送について適宜求めていくものとする。

⑬ 帰宅困難者等への対応

帰宅困難者及び滞留旅客が多数発生した場合は、市は避難施設等の必要な情報提供を行うとともに、情報の不足や流言飛語等による不安や混乱状態の発生を防止するための広報を行う。

また、市は、帰宅困難者等への対応について県及び隣接市と連携を図る。

⑭ 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特徴に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

⑮ 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(4) 避難に当たって配慮する事項

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

国の対策本部長

警報の発令、避難措置の指示

(その他、記者会見等による国民への情報提供)

知事

避難の指示

市長

避難実施要領の策定

イ 弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、国内のどこでも着弾の可能性があり得るものとして、市としても対応を考えておく必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び警察署からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、警察署、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、警察署、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、石油コンビナート施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第5 救援

避難先地域や被災地において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために市が実施する救援について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

また、救援の円滑な実施のため、知事と事前に活動内容について調整を行い、緊密に連携して救援を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置

又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

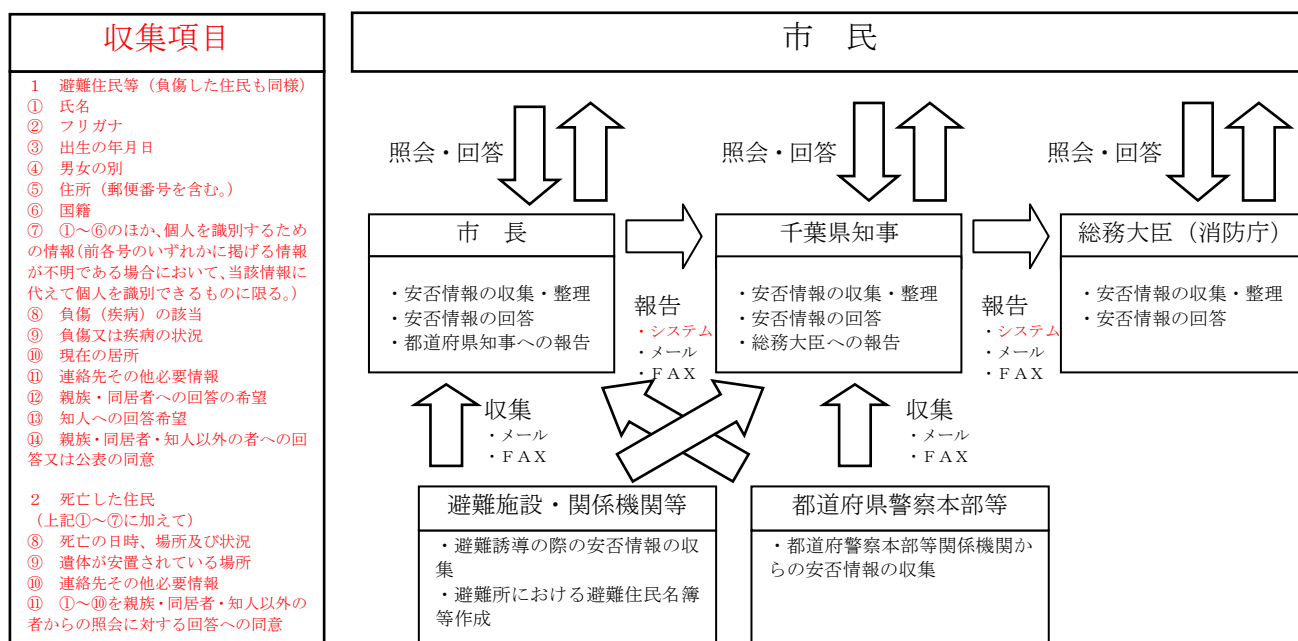
また、国、県、関係機関等と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について、必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。

安否情報収集・整理・提供の流れ



※システムとは、安否情報システムによる安否情報の入力という。

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難施設において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、警察署への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難施設において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、**安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は**、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口により受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7 武力攻撃災害への対処

1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を以下のとおり定める。

(1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

① 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

② 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

③ 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

(2) 武力攻撃災害の兆候の通報

① 市長への通報

消防吏員等は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

② 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 退避の指示

① 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

※【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

② 屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。

「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がないうちにおいて、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

③ 退避の指示に伴う措置等

ア 退避の伝達等

市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車、携帯メール等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 退避先の指示

市長は、退避の指示をする場合においては、必要があると認めるときは、その退避先を指示することができる。

ウ 知事による退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができることとされている。

エ 警察官等による退避の指示

警察官、海上保安官は、市長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったとき、必要と認める地域の住民に対して、退避の指示を行うことができることとされている。

オ 自衛官による退避の指示

出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認める地域の住民に対し、市長、その他市長の職権を行うことができる者が退避の指示をすることができないと認める場合に限り、退避の指示ができることとされている。

カ 活動の調整

市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

④ 安全の確保等

ア 安全の確保

市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、警察署及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 緊急連絡手段の確保等

市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて警察署、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 特殊標章等の着用

市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

(2) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

② 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 警戒区域の設定

市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における警察署、千葉海上保安部、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 周知及び立入りの制限

市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 連絡体制の確保

警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察署、千葉海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 知事による警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域を設定できるとされている。

オ 警察官等による警戒区域の設定

警察官または海上保安官は、市長若しくは知事による警戒区域の設定の措置を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったとき、警戒区域の設定をできるとされている。

カ 自衛官による警戒区域の設定

出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認める地域の住民に対し、市長、その他市長の職権を行うことができる者が警戒区域の設定をすることができないと認める場合に限り、警戒区域の設定ができるとされている。

キ 活動の調整

市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の

通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

③ 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

(3) 応急公用負担等

① 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

② 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管しなければならない。）

(4) 消防に関する措置等

① 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察署等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

② 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防局及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防局長又は消防署長の所轄の下で本部活動の支援及び情報収集等、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

③ 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は

他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

④ 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、③による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」及び「**緊急消防援助隊の応援等の要請に関する要綱**」に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

⑤ 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の**求め又は**指示により緊急消防援助隊の出動に関する**求め又は**指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

⑥ 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防**局**長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

⑦ 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージ実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

⑧ 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察署等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、警察署、千葉海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場におい

ては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 消防局長は、特に現場で活動する消防職団員に対し、必ず特殊標章等を着用させるものとする。

3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

(1) 生活関連等施設の安全確保

① 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

② 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

③ 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、警察署、千葉海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(2) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

① 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

ア 市域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置され

る移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
イ 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措置】

- ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

② 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めることができる。また、市長は、「①【措置】のアからウ」の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めることができる。

4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、初動的な応急措置を以下のとおり定める。

（1）応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らし、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、被災者の救助等の活動を行い、又、原因物質の特定について協力する。

（2）国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講じる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、警察署、千葉海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、又は他の機関が設置した現地調整所に職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる消防職員は、放射線防護服を着用し、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施する。

② 生物剤による攻撃の場合

措置に当たる消防職員は防護服着用後、資機材を活用し、各関係機関と連携した検知活動・拡散防止及び情報収集活動を行う。

また、被災者の救助及び除染等に資する活動も併せて行う。

なお、市においては、警察署等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

措置に当たる消防職員は防護服着用後、資機材を活用し、各関係機関と連携した検知活動・活動防止及び情報収集活動を行う。

また、被災者の救助及び除染等に資する活動も併せて行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護対策本部においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察署等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第108条の汚染拡大防止措置に関する表】

	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から

積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、警察署、千葉海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

(2) 被災情報の報告

- ① 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- ② 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難施設等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理対策

① 廃棄物処理体制の整備

市は、地域防災計画の定めに準じて、「**災害廃棄物対策指針**」（平成**26年**環境省作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

② 応援等の要請

市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

(2) 廃棄物処理の特例

① 廃棄物処理業の許可を受けていない者に対する特例

市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

② 特例基準の指導

市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第 10 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等における、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

（１）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

（２）公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

（１）水の安定的な供給

市は、県水道局等において行われる消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置について、情報を共有するものとする。

なお、給水活動が必要となった場合には、県水道局との連携のもと自然災害時に準じた応急給水の体制をとるものとする。

（２）公共的施設の適切な管理

河川管理施設及び道路の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

（1）特殊標章等

① 特殊標章

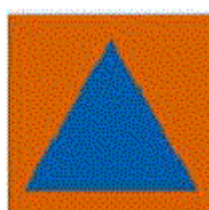
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

③ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に
青の正三角形）

表面		裏面	
	（この証明書を交付する許可権者の名を記載するための余地）		
身分証明書 IDENTITY CARD			
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel			
氏名 Name _____			
生年月日 Date of birth _____			
この証明書の所持者は、次の資料において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____			
交付年月日 Date of issue _____		証明番号 No. of card _____	
許可権者の署名 Signature of issuing authority			
有効期限の満了日 Date of expiry _____			
身長 Height _____		目の色 Eyes _____	
髪の色 Hair _____			
その他の特徴又は情報 Other distinguishing marks or information: _____			
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER			
印鑑 Stamp		所持者の署名 Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

（２）特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防局長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年８月２日閣副安危第３２１号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第３０号国民保護室長通知）を参考。）。

① 市長

- ・ 市の職員（消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防局長

- ・ 消防局長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ・ 消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

（３）特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第3編 緊急対応事態への備えと対応

第1章 総論

市は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急対応事態においても、国民保護措置に準じて適切に緊急対応保護措置を講じ、対応する必要がある。そのための平素からの備えと対応について基本的な考え方を以下のとおり定める。

第1 基本的考え方

市は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急対応事態においては、基本指針を踏まえれば、警報の通知及び伝達を除き武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対応に準じて緊急対応保護措置を行うこととなる。

一方、今日の安全保障環境に係る国の見解は、従来のような国家間における軍事的対立を中心とした問題のみならず、米国の9・11テロにみられるとおり、国際テロ組織などの非国家主体が重大な脅威であるとしている。

このため本編では、近年高まってきている大規模テロの脅威が我が国にも及んでいる現状、並びに、緊急対応事態においては、発生当初は災害と区別できないことや発生した事態に対して多様な対応が考えられるため、県計画に基づき、より詳細に記述することとする。

第2 事態想定ごとの被害概要

緊急対処事態に係る事態想定ごとの被害概要は、以下のとおり定める。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	被 害 の 概 要
石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。
危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。
近隣県の原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	被 害 の 概 要
大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破	・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
政治経済活動の中枢に対する攻撃 ※市庁舎、金融機関、交通施設、トンネル、電力・通信施設等	・施設等の破壊等により、政治行政や社会経済活動に支障が生じる。 ・行政機能の低下により事態対処の遅延が生ずる。 ・行政サービスの停止、電気・通信・交通障害、物流停滞等により国民生活が圧迫される。 ・物価、金融相場の乱高下及び対外的信用低下により経済損失が生ずる。

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事 態 例	被 害 の 概 要
＜放射性物質＞ ○ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ○水源地对する放射性物質の混入	・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）の爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎、また、放射性物質による被ばくや、汚染による被害及び不安が生じることである。 ・ダーティボムの爆発により放射線被ばくや放射性物質により汚染が起きると急性障害や発がんを含む晩発障害が起きることがある。 ・小型爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。まず、核爆発によって爆心地周辺においては、熱線、爆風及び中性子線やガンマ線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、被ばくや放射性物質による汚染の被害を短期間にもたらすほか、中性子線により放射化された建築物や土壌から放射線が発生したり放射性物質を含んだ降下物が風下方向に拡散し、被害範囲を拡大させる。 ・水源地对する放射性物質の混入による被害は、放射性物質による内部被ばくや社会的不安を引き起こすことである。
＜生物剤・毒素＞ ○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ○水源地对する毒素等の混入	・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ・生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既知かどうか等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ・水源地对する毒素等の混入による被害は、汚染による健康被害及び不安が生じることである。
＜化学剤＞ ○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	・一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がり人的被害をもたらす。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事 態 例	被 害 の 概 要
○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	・ 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ・ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ・ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第3 平素からの備え

緊急対処保護措置を講ずるための、平素からの備えに必要な事項について、NBCテロ及び爆発物を使用したテロを念頭に以下のとおり定める。

1 関係機関による協力

市は、放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析、影響評価、防護、多数の救急搬送、住民の避難、医療措置、防染・防疫、無害化等に関する措置を的確に行う上で、知識が入手できるよう関係機関の協力を得る。

また、市は、警察署、消防機関、自衛隊、海上保安部等との危機管理・防災に係る様々な会議も活用し、関係機関との連絡体制や発生時の実働面等の強化に努めるものとする。

2 市が管理する公共施設における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発など、警戒等の措置を実施し、施設の種別等に応じた予防対策を講ずることが重要である。

3 対処マニュアル等の共有化

市は、緊急対処事態において、迅速な対応を図るため、**県が作成する**対処マニュアルや**緊急連絡体制等を把握し、情報の共有化に努めるものとする。**

第2章 緊急対処事態への対処

第1 事態認定前の対処

市は、武力攻撃事態と同様に、緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

そのため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うなど、事態認定前の対処について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における体制及び初動措置

(1) 情報連絡室の設置

副市長（**危機管理担当**）は、遠隔地において事態認定につながる可能性があると考えられる事案、又は、遠隔地において事態認定された事案が発生し、情報収集の初動体制を行う必要がある場合は、市として情報収集・分析を行うため情報連絡室を速やかに設置する。
なお、設置手順及び配備については、武力攻撃事態等に準じて行う。

(2) 市警戒本部の設置

市長は、市及び近隣市において事態認定につながる可能性があると考えられる事案、又は、近隣都県において事態認定がなされ、本市において武力攻撃災害の発生を推認又は予測しうる情報を把握し、全庁での対応が必要である場合は、警戒本部を速やかに設置する。
なお、設置手順及び配備については、武力攻撃事態等に準じて行う。

(3) 初動措置の確保

市は、初動体制下において、各種の連絡調整に当たるとともに、事態に応じ、消防法による火災警戒区域又は消防警戒区域の設定、あるいは救急業務の活動を踏まえ、必要により、災害対策基本法に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救助等の応急措置を行う。また、国、県等から入手した情報を事態関係課等へ提供するとともに必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

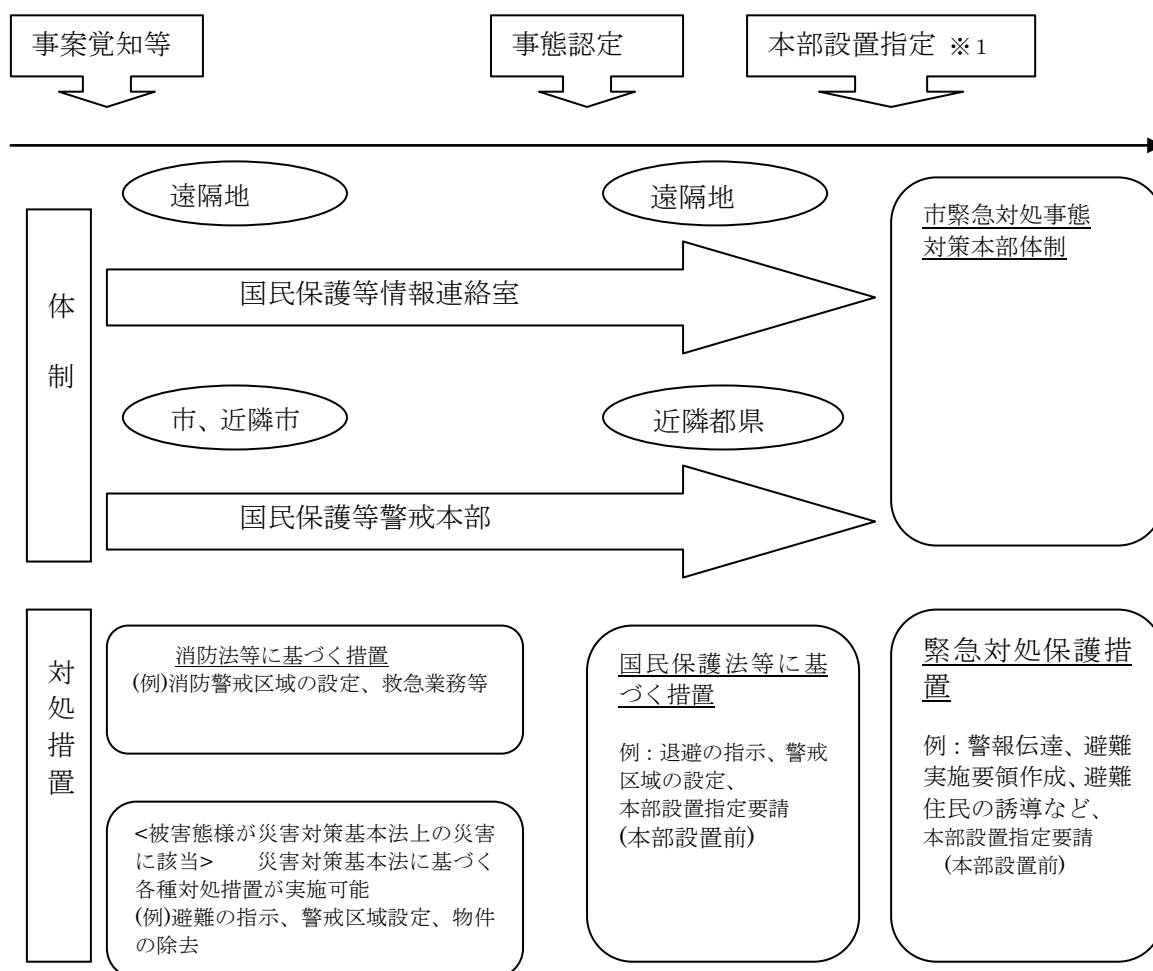
また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市緊急対処事態対策本部設置の指定がない場合においては、市長は必要に応じ、国民保護法に基づき、避難の指示、警戒区域の設定、市緊急対処事態対策本部の要請などの措置等を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した被害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村に対し支援を要請する。

2 市緊急対処事態対策本部体制への移行

政府において事態認定が行われ、市に対し、市緊急対処事態対策本部設置の通知があった場合には、市警戒本部体制等を廃し、直ちに市緊急対処事態対策本部を設置して新たな体制に移行する。



※1 事態認定と市緊急対処事態対策本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で指定する場合は、タイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災、爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

第2 事態認定後の対処

市が、緊急処理事態対策本部を設置する場合の手順等について、以下のとおり定める。

1 市緊急処理事態対策本部の設置

(1) 市長による市緊急処理事態対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市緊急処理事態対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、直ちに市緊急処理事態対策本部を設置する。

また、事前に情報連絡室や警戒本部を設置していた場合は、市緊急処理事態対策本部に切り替えるものとする。

(2) その他設置関連項目

次の設置関連項目については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- ア 市緊急処理事態対策本部員及び同本部職員の参集
- イ 市緊急処理事態対策本部の開設
- ウ 交代要員等の確保
- エ 本部の代替機能の確保

2 その他市緊急処理事態対策本部関連事項

次の関連項目については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- ア 市緊急処理事態対策本部の組織構成及び機能
- イ 市緊急処理事態対策本部における広報等
- ウ 市緊急処理事態現地対策本部の設置
- エ 現地調整所の設置
- オ 市緊急処理事態対策本部長の権限
- カ 市緊急処理事態対策本部の廃止
- キ 通信の確保

第3 関係機関相互の連携と主な役割

緊急対処事態認定前後において、危機管理上特に重要となる初動時の関係機関相互の連携については、以下のとおり定める。

1 初動時における連携の基本モデルと主な役割

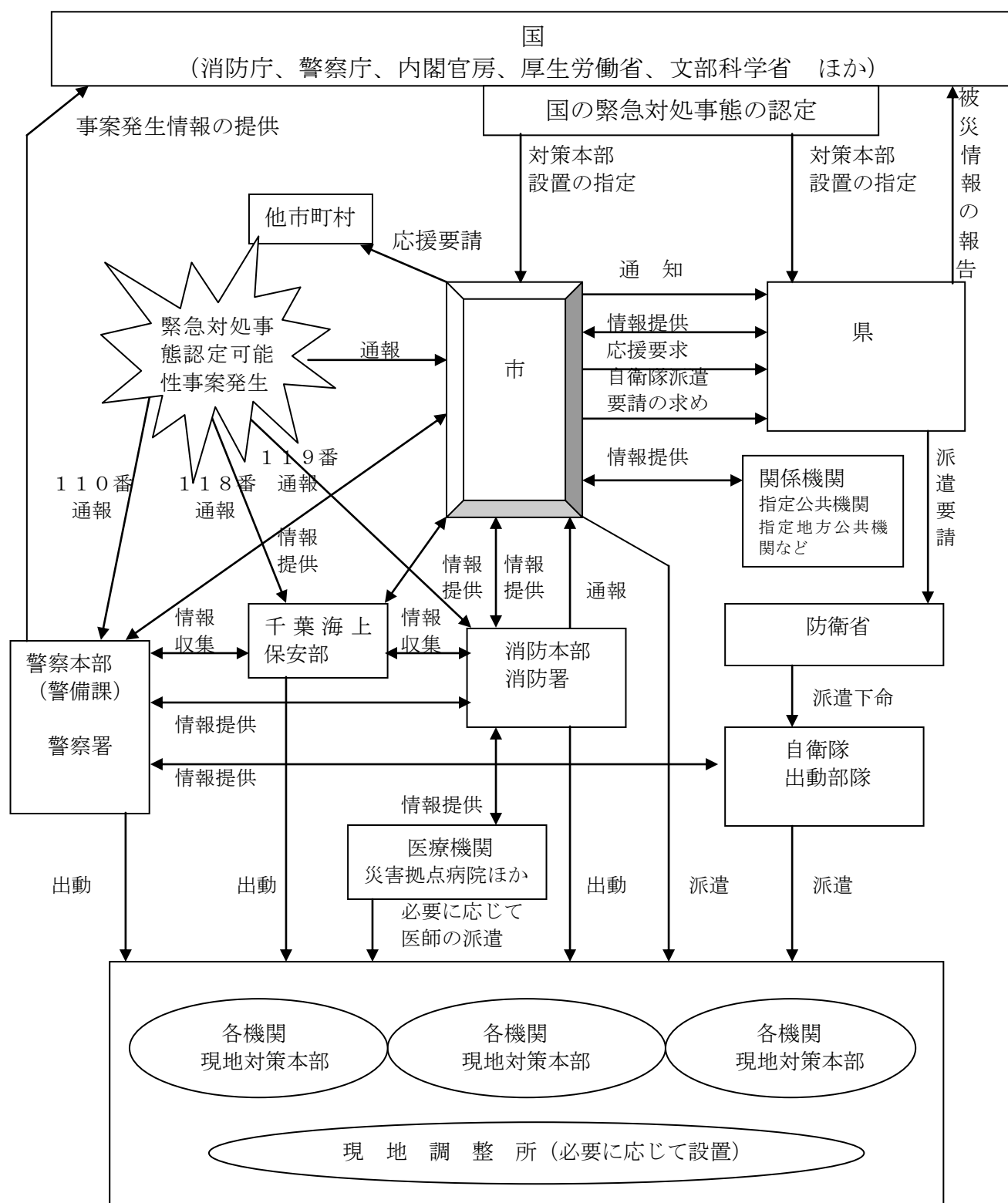
緊急対処事態認定前後における関係機関相互の連携形態は、第2編第2章第3の武力攻撃事態における連携に準じるものとするが、特に初動対応で重要となるのは、県や市町村と消防、警察署等の現地対処機関との連携である。

初動時における現地対処関係機関の主な役割は以下のとおりと想定されており、基本的な連携モデルは、次の（２）のとおり想定される。

- （１）緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案（以下、「緊急対処事態認定可能性事案」という。）発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供、健康相談など
県	情報収集、情報提供、健康相談など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、 除染活動 、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、 除染活動 など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
千葉海上保安部	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救助、船舶回航指導・支援など

(2) 緊急対処事態認定前後の関係機関の基本的な連携モデル



※ 「緊急対処事態」の形態は、いわゆるNBCテロや爆発物を使用したテロなど様々であるが、上に示している連携モデルは、事案発生時の各関係機関との連携のイメージを総括的に図示したものである。

※ 各関係機関の総合調整は、基本的には現地付近に設置される現地調整所と市役所本庁舎に設置される市緊急対処事態対策本部にて行う。

2 使用物質別の主な関係機関の役割

大規模テロなど緊急対処事態認定可能性事案において使用される物質は様々であり、その物質の性質類型ごとの現地対処関係機関の主な役割は以下のとおり想定されている。

(1) 放射性物質が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「放射性物質テロ等」という。）

ア 放射性物質テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供、避難誘導など
国	情報収集、情報提供、専門家の派遣、モニタリングなど
県	情報収集、情報提供、健康相談、モニタリングなど
警 察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消 防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、除染など
自衛隊	捜索及び救出など
千葉海上保安部	情報収集、情報提供、救助、船舶回航指導・支援など

(2) 生物剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「生物テロ等」という。）

ア 生物テロ等発生時の主な関係機関の役割

県	情報収集、情報提供、健康相談、感染経路等の調査、生物剤の検出、ワクチン接種（医療機関と協力）、（可能な範囲で）地域・施設の除染、消毒など
市	情報収集、情報提供、健康相談など
関係機関	感染経路等の調査、生物剤の検出、ワクチン接種（医療機関と協力）、（可能な範囲で）地域・施設の除染、消毒など
警 察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制、簡易検知、検体採取、捜査活動など
消 防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、被害者の除染（生物剤を含んだ物質を散布されたときなど）、救急搬送など
医療機関	救急医療、保健所への届け出など

自衛隊	捜索及び救出、除染など
千葉海上保安部	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救急搬送、 立 入り制限など

※ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であることに留意する。

※ 感染症指定医療機関：船橋市では、船橋中央病院が該当

(3) 化学剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「化学テロ等」という。）

ア 化学テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供、健康相談など
県	情報収集、情報提供、健康相談など
警 察	情報収集、情報提供、現場の保存、救助、立入禁止区域等の設定、交通規制、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、捜査活動など
消 防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、立入禁止区域等の設定、被害者の 除染 、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送など
医療機関	救急医療、トリアージ、被害者の 除染 など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
千葉海上保安部	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救助、船舶回航指導・支援など

※ （**公**財）日本中毒情報センター：テロに使用された物質に関する助言を行う。（除染剤、除染方法、処理方法など）

(4) 爆発物が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「爆発物テロ等」という。）

ア 爆発物テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供、健康相談など
県	情報収集、情報提供、健康相談、（自衛隊派遣要請）など
警 察	情報収集、情報提供、現場の保存、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、交通規制、捜査活動など
消 防	情報収集、情報提供、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージなど
自衛隊	捜索及び救出など
千葉海上保安部	情報収集、情報提供、救助、救急搬送、船舶回航指導・支援など

第4 緊急対処事態への対処上の留意点

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととされており、その取扱い上の留意すべき点について以下のとおり定める。

1 警報の通知及び伝達

武力攻撃事態等における警報が、通知・伝達対象地域を限定せずに発令されるのに対し、緊急対処事態における警報は、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して通知・伝達対象地域を決定し、この地域に対して発令される点に留意する。

2 特殊標章等の取扱い

特殊標章等は、国際的な武力紛争において使用されるものであることから、武力攻撃事態等における特殊標章等に関する法の規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

3 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした、国民経済上の措置に関する規定(生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定)は、長期にわたるものと想定されないため、緊急対処事態には準用されていないので留意する。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害等が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害等の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) ライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 輸送路の確保に関する応急の復旧

市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、管理する道路の被害状況を速やかに把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害等の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害等による被害が発生したときは、武力攻撃災害等の復旧を行うこととし、武力攻撃災害等の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害等が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害等が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害等の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害等により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等

市が国民保護措置等の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置等に要した費用の支弁等に関する手続き等に必要事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置等の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置等の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置等の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 応援を受けた場合の費用の支弁

市は、国民保護措置等の実施において知事又は他の市町村長等の応援を受けた際は、

当該応援に要した費用を支弁する。

なお、当該応援を受けて費用を支弁するいとまがないときは、応援をした県又は他の市町村に費用の一時立て替え支弁を求める。